

令和 7 年 2 月岡山県議会定例会提出予定案件

令和 7 年 2 月 1 8 日

件 名	内 容		
1 予算案件 (34)	(単位：千円)		
会 計 名	令和 7 年度	令和 6 年度	比 較
一 般 会 計			
岡山県一般会計	776,861,305	750,550,605	26,310,700
特 別 会 計			
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	78,025	95,059	△ 17,034
岡山県国民健康保険事業特別会計	164,312,257	168,410,283	△ 4,098,026
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	937,086	1,007,621	△ 70,535
岡山県造林事業等特別会計	30,650,467	32,253,504	△ 1,603,037
岡山県林業改善資金貸付金特別会計	696,427	704,291	△ 7,864
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	36,504	36,512	△ 8
岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	727,555	765,002	△ 37,447
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	209,623	247,893	△ 38,270
岡山県公共用地等取得事業特別会計	1,400,000	1,400,000	
岡山県後樂園特別会計	326,540	311,156	15,384
岡山県港湾整備事業特別会計	2,569,486	2,268,021	301,465
岡山県収入証紙等特別会計	2,398,777	2,326,858	71,919
岡山県用品調達特別会計	415,469	327,082	88,387
岡山県公債管理特別会計	170,310,664	168,363,819	1,946,845
特別会計 計	375,068,880	378,517,101	△ 3,448,221
企 業 会 計			
岡山県営電気事業会計	4,322,072	4,395,529	△ 73,457
岡山県営工業用水道事業会計	6,843,312	6,317,319	525,993
岡山県流域下水道事業会計	9,807,552	9,140,889	666,663
企業会計 計	20,972,936	19,853,737	1,119,199
合 計	1,172,903,121	1,148,921,443	23,981,678

件 名	内 容		
会 計 名	既定予算額	補正予算額	計
一 般 会 計 令和 6 年度岡山県一般会計補正予算（第 6 号）	785,514,516	9,443,043	794,957,559
会 計 名	補正前の額	補正予算額	計
一 般 会 計 令和 6 年度岡山県一般会計補正予算（第 7 号）	794,957,559	21,381,847	816,339,406
特 別 会 計 令和 6 年度岡山県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	168,411,913	△ 2,571,502	165,840,411
令和 6 年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算（第 2 号）	1,009,420	△ 79,140	930,280
令和 6 年度岡山県造林事業等特別会計補正予算（第 2 号）	32,253,755	△ 118,424	32,135,331
令和 6 年度岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	36,512	△ 27,000	9,512
令和 6 年度岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	765,002	△ 90,075	674,927
令和 6 年度岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	247,893	△ 24,648	223,245
令和 6 年度岡山県公共用地等取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	1,400,000	△ 1,211,789	188,211
令和 6 年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）	2,265,162	△ 4,529	2,260,633
令和 6 年度岡山県収入証紙等特別会計補正予算（第 1 号）	2,326,858	545,091	2,871,949
令和 6 年度岡山県用品調達特別会計補正予算（第 1 号）	327,082	△ 3,598	323,484
令和 6 年度岡山県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	168,363,819	△ 891,416	167,472,403
特別会計 計	378,517,922	△ 4,477,030	374,040,892
企 業 会 計 令和 6 年度岡山県営電気事業会計補正予算（第 2 号）	4,411,666	58,755	4,470,421
令和 6 年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	6,334,277	112,696	6,446,973
令和 6 年度岡山県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	9,342,238	△ 1,298,985	8,043,253
企業会計 計	20,088,181	△ 1,127,534	18,960,647
合 計	1,193,563,662	15,777,283	1,209,340,945

件 名		内 容
2 事件案件 (9)	1 岡山県広域水道企業団出資について (1)	◎出資額 121,756千円以内
	2 包括外部監査契約の締結について (1)	◎地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しようとするもの 契約金額 12,540千円を上限とする額 契約の相手方 難波 徹 (公認会計士)
	3 第4次晴れの国おかやま生き活きプランの策定について (1)	◎第4次晴れの国おかやま生き活きプランを策定するもの
	4 国営土地改良事業に対する市町村負担金について (1)	◎土地改良法に基づき、国営土地改良事業により利益を受ける市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させるもの
	5 工事請負契約の締結について (1)	◎一級河川小田川公共河川工事 (与井井堰上部工) 工 期 議決の日から令和9年3月31日まで 請負金額 506,660,000円 請 負 人 大同機工(株)備商(株)建設工事共同企業体
	6 県営住宅の指定管理者の指定の変更について (1)	令和3年11月定例会で議決された議第130号のうち、次の施設に係る指定の期間を変更するもの ◎管理を行わせる施設 笠岡市富岡182番地の1 県営住宅笠岡団地 指定管理者となる団体 笠岡市中央町1番地の1 笠岡市 笠岡市長 栗尾 典子 指定の期間 (変更前) 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで (変更後) 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
	7 児島湖流域下水道の維持管理費用の市町負担額の変更について (1)	◎児島湖流域下水道の維持管理費用の市町負担額を変更するもの
	8 県営土地改良事業等に対する市町村負担金について (1)	◎土地改良法、海岸法及び地方財政法に基づき、県営土地改良事業等により利益を受ける市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させるもの

件 名		内 容
	9 土木関係建設事業に対する市町村負担金について (1)	◎道路法、海岸法、下水道法、地方財政法及び岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例の規定に基づき、県の行う土木関係建設事業により利益を受ける市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させるもの
3 条例案件 (89)	別紙のとおり	
4 そ の 他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について 岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について 岡山県教育大綱の変更について 岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の変更について おかやま農林水産プランの策定について 第4次岡山県教育振興基本計画の策定について	◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 9 件 2,614,143円 ◎扶養手当の過誤払いに係る不利益の和解及び損害賠償額の決定について 1 件 95,640円 ◎河川における重機撤去費用の支払の請求に関する訴えの提起について 1 件 ◎地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金の返還請求に関する訴えの提起について 9 件 ◎県営住宅の明渡し及び家賃相当損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について 3 件 ◎新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第9項の規定により準用する同条第7項の規定により報告するもの ◎岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例第3条の規定により報告するもの ◎岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例第3条の規定により報告するもの ◎岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例第3条の規定により報告するもの ◎岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例第3条の規定により報告するもの

番号	題 名	提 案 課	概 要
1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	総務学事課	刑法の一部改正により拘禁刑が創設されること等に伴い、規定の整備を行う等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 次の条例において用いられている懲役という用語を拘禁刑に改める。 (1) 岡山県統計調査条例 (2) 岡山県行政不服等審査会条例 (3) 個人情報保護に関する法律施行条例 (4) 岡山県県土保全条例 (5) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 (6) 岡山県自然保護条例 (7) 岡山県立自然公園条例 (8) 岡山県希少野生動植物保護条例 (9) 岡山県ふぐ処理等規制条例 (10) 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例 (11) 岡山県青少年健全育成条例 (12) 岡山県屋外広告物条例 (13) 岡山県金属くず取扱業条例 (14) 岡山県迷惑行為防止条例 (15) 拡声機等による暴騒音規制条例 (16) 岡山県暴力団排除条例 2 岡山県吏員恩給条例の一部改正 (1) 岡山県吏員恩給条例において用いられている懲役若しくは禁^ここという用語、禁^ここという用語及び懲役又は禁錮の刑という用語を拘禁刑に改める。 (2) 刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているとき又は刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときにおける普通恩給及び扶助料の停止については、恩給法の例によることとする。 3 次の条例において用いられている禁錮^こという用語及び禁錮という用語を拘禁刑に改める。 (1) 岡山県職員給与条例 (2) 岡山県職員の退職手当に関する条例 4 職員の分限に関する条例において用いられている禁錮以上の刑という用語を拘禁刑に改める。 5 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部改正 岡山県環境への負荷の低減に関する条例において用いられている懲役という用語及び禁錮という用語を拘禁刑に改める。 6 岡山県福祉年金条例の一部改正 岡山県福祉年金条例において用いられている禁錮以上の刑という用語を拘禁刑に改める。 7 岡山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正

番号	題 名	提 案 課	概 要
			岡山県心身障害者扶養共済制度条例において用いられている懲役又は禁固の刑という用語を拘禁刑に改める。 8 岡山県砂防指定地等管理条例の一部改正 岡山県砂防指定地等管理条例において用いられている懲役若しくは禁錮という用語を拘禁刑に改める。 9 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 6 月 1 日)
2	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	人 事 課	令和 6 年 10 月 7 日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料表及び扶養手当の月額を改定し、昇給の制度、地域手当の級地の区分及び支給割合、通勤手当の支給限度額及び支給対象、単身赴任手当の支給対象、管理職員特別勤務手当の支給対象並びに再任用職員の諸手当を改正するとともに、在宅勤務等手当を新設する等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 岡山県職員給与条例の一部改正 (1) 給料表の改定 現行の給料表の号給構成を改めるとともに、給料月額を改定する。 (2) 昇給の制度の改正 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に関する昇給は、その者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、懲戒処分を受けたこと等の事由に該当しない場合に限り行うこととする。 (3) 扶養手当の改定 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 13,000 円に改める。 (4) 地域手当の改定 地域手当の級地の区分及び支給割合を次のように改める。 ア 1 級地 100 分の 20 イ 2 級地 100 分の 16 ウ 3 級地 100 分の 12 エ 4 級地 100 分の 8 オ 5 級地 100 分の 4 (5) 通勤手当の改定 ア 1 箇月当たりの通勤手当の支給限度額を 150,000 円とする。 イ 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件から、通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る要件を除くこととする。 ウ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者を新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給対象とする。 エ 離島に所在する公署に通勤するため高速船を利用する職員に対し、1 箇月当たりの通勤手当の支給限度額にかかわらず当該高速船の特別運賃に係る通勤手当を支給する措置を廃止する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(6) 単身赴任手当の改定 新たに給料表の適用を受ける職員となった者を単身赴任手当の支給対象とする。 (7) 管理職員特別勤務手当の改定 平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、午前 0 時から午前 5 時までから午後 10 時から午前 5 時までに改める。 (8) 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当 住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当等を定年前再任用短時間勤務職員に支給する。 (9) 在宅勤務等手当の新設 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して 1 箇月当たり平均 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当として月額 3,000 円を支給する。 2 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正 (1) 在宅勤務等手当の新設 住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、別に定める期間以上継続して 1 箇月当たり平均 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当を支給する。 (2) 扶養手当の改定 配偶者に係る扶養手当を廃止する。 (3) 単身赴任手当の改定 新たに岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける職員となった者を単身赴任手当の支給対象とする。 (4) 管理職員特別勤務手当の改定 平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、午前 0 時から午前 5 時までから午後 10 時から午前 5 時までに改める。 (5) 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当 住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当等を定年前再任用短時間勤務職員に支給する。 (6) 特定任期付職員の諸手当 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、特定任期付職員業績手当を廃止する。 3 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正 (1) 給料表の改定 現行の給料表の号給構成を改めるとともに、給料月額を改定する。 (2) 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を定年前再任用短時間勤務職員に支給する。 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (1) 特定任期付職員の期末手当について、6 月及び 12 月に支給される

番号	題 名	提 案 課	概 要
			期末手当の支給割合をそれぞれ100分の95とする。 (2) 特定任期付職員業績手当を廃止する。 (3) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の87.5とする。 (4) 特定任期付職員に平日深夜に係る管理職員特別勤務手当を支給する。 5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 第一号任期付研究員に平日深夜に係る管理職員特別勤務手当を支給する。 6 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当等を暫定再任用職員に支給する。 7 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
3	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員が請求した場合に任命権者が正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない職員を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 職員が請求した場合に任命権者が正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない職員を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に改める。 2 任命権者は、職員が配偶者等（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定めるものをいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。 3 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、2に規定する事項を知らせなければならないこととする。 4 任命権者は、職員が2の申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこととする。 5 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
4	岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	人 事 課	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、職員の旅費について、国家公務員に準じた措置を講ずる等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 岡山県職員等の旅費に関する条例の一部改正 (1) 旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令等の変更（取消しを含む。）を受けた場合、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができることとする。 (2) 旅費の計算について、同一地域に一定日数以上滞在した場合に宿泊料等の定額が減額される規定等を廃止する。 (3) 鉄道賃を次のとおり改める。 ア 急行料金及び座席指定料金の支給に係る距離制限を廃止する。 イ 運賃等に付随する費用を支給することとする。 ウ 運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。 (4) 船賃を次のとおり改める。 ア 運賃等に付随する費用を支給することとする。 イ 運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。 (5) 航空賃を次のとおり改める。 ア 座席指定料金及び運賃等に付随する費用を支給することとする。 イ 運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。 (6) 車賃をその他の交通費に改め、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。 (7) 宿泊料を宿泊費に改め、旅行中の宿泊に要する費用とする。 (8) 包括宿泊費を定め、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。 (9) 宿泊手当を定め、宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。 (10) 旅行雑費を宿泊を伴わない旅行における通信連絡に要する費用とする。 (11) 移転料を転居費に改め、赴任に伴う転居に要する費用とする。 (12) 着後手当を着後滞在費に改め、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする。 (13) 扶養親族移転料を家族移転費に改め、赴任に伴う家族の移転に要する費用とする。 (14) 旅費の支給額は、各費用又は各種目について岡山県職員等の旅費に関する条例の規定により計算した額と旅行者が現に支払った額のいずれか少ない額とする。 (15) 岡山県職員等の旅費に関する条例の規定に違反して旅費を受給した旅行者から旅費を返納させるとともに、旅行者の給与等から当該

番号	題 名	提 案 課	概 要
			旅費に相当する金額を差し引くことができることとする。 2 知事等の給与及び旅費に関する条例、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、証人、参考人、鑑定人等の費用弁償及び手当に関する条例、岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例及び精神保健指定医の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法条例の一部改正 1 に準じて、所要の改正を行う。 3 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
5	岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課	国家公務員退職手当法等の一部改正に鑑み、雇用保険法の失業等給付の例により支給される退職手当について、国家公務員に準じた措置を講ずることとする等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 雇用保険法の失業等給付の例により支給される退職手当について、国家公務員に準じた措置を講ずることとする。 2 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日。ただし、 2 の一部については、条例の公布の日)
6	岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例	行政改革推進室	事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。 【主な内容】 職員等の定数を次のように改める。 1 知事の事務部局の職員 3,740人 → 3,720人 2 教育委員会の事務部局の職員 364人 → 362人 3 人事委員会の事務部局の職員 13人 → 14人 4 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 4,966人 → 4,915人 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。） 2,665人 → 2,652人 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） 3,246人 → 3,247人 特別支援学校 1,394人 → 1,395人 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
7	岡山県税条例の一部を改正する条例	税 務 課	少子化対策、教育の推進、産業の振興及び安心で豊かさが実感できる地域の創造を図るための所要財源の一部に充てるため、法人県民税に係る法人税割の特例措置の適用期限を延長するものである。 【主な内容】 法人の県民税について、法人税割の税率を1.8%（本則1.0%）とする

番号	題 名	提 案 課	概 要																																								
			特例措置の適用期限を 5 年延長することとする。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)																																								
8	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例	県民生活交通課	岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 次の研修室及び会議室の利用料金の基準額を改定する。 (1) 研修室 <table> <tr> <td>全室 時間区分により</td> <td>1,690円 又は2,330円</td> <td>→</td> <td>1,780円 又は2,460円</td> </tr> <tr> <td>半室 時間区分により</td> <td>840円 又は1,160円</td> <td>→</td> <td>880円 又は1,220円</td> </tr> </table> (2) 大会議室 <table> <tr> <td>全室 時間区分により</td> <td>2,110円 又は2,860円</td> <td>→</td> <td>2,230円 又は3,020円</td> </tr> <tr> <td>3分の1室 時間区分により</td> <td>740円 又は940円</td> <td>→</td> <td>780円 又は990円</td> </tr> </table> (3) 中会議室 <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>630円 又は840円</td> <td>→</td> <td>660円 又は880円</td> </tr> </table> (4) 小会議室 <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>520円 又は630円</td> <td>→</td> <td>540円 又は660円</td> </tr> </table> 2 貸事務所の利用料金の基準額を改定する。 <table> <tr> <td>1室1月につき</td> <td>16,610円</td> <td>→</td> <td>17,570円</td> </tr> </table> 3 次の有料設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) プロジェクター <table> <tr> <td>1式1回につき</td> <td>940円</td> <td>→</td> <td>990円</td> </tr> </table> (2) 音響装置 <table> <tr> <td>1式1回につき</td> <td>200円</td> <td>→</td> <td>210円</td> </tr> </table> (3) ロッカー <table> <tr> <td>1台1月につき</td> <td>130円</td> <td>→</td> <td>140円</td> </tr> </table> (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)	全室 時間区分により	1,690円 又は2,330円	→	1,780円 又は2,460円	半室 時間区分により	840円 又は1,160円	→	880円 又は1,220円	全室 時間区分により	2,110円 又は2,860円	→	2,230円 又は3,020円	3分の1室 時間区分により	740円 又は940円	→	780円 又は990円	時間区分により	630円 又は840円	→	660円 又は880円	時間区分により	520円 又は630円	→	540円 又は660円	1室1月につき	16,610円	→	17,570円	1式1回につき	940円	→	990円	1式1回につき	200円	→	210円	1台1月につき	130円	→	140円
全室 時間区分により	1,690円 又は2,330円	→	1,780円 又は2,460円																																								
半室 時間区分により	840円 又は1,160円	→	880円 又は1,220円																																								
全室 時間区分により	2,110円 又は2,860円	→	2,230円 又は3,020円																																								
3分の1室 時間区分により	740円 又は940円	→	780円 又は990円																																								
時間区分により	630円 又は840円	→	660円 又は880円																																								
時間区分により	520円 又は630円	→	540円 又は660円																																								
1室1月につき	16,610円	→	17,570円																																								
1式1回につき	940円	→	990円																																								
1式1回につき	200円	→	210円																																								
1台1月につき	130円	→	140円																																								
9	岡山県県土保全条例の一部を改正する条例	中山間・地域振興課	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域が指定されること等に鑑み、岡山県県土保全条例の適用除外の規定を改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 次に掲げる工事等については、岡山県県土保全条例の規定を適用しないこととする。 (1) 採石法に基づく計画の変更の認可等に係る工事 (2) 砂利採取法に基づく計画の変更の認可等に係る工事 (3) 鉱山保安法に基づく届出等に係る工事 (4) 鉱業法に基づく届出等に係る工事																																								

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(5) 道路、公園、河川その他規則で定める公共の用に供する施設の整備等に関する開発行為 (6) 災害の発生のおそれがないと認められる開発行為として規則で定めるもの 2 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
10	岡山県県土保全条例の一部を改正する条例	中山間・地域振興課	開発行為の許可に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 開発行為の許可申請手数料の額を改定する。 開発区域の面積による区分に応じ、 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満 400, 710円 → 410, 300円 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満 520, 930円 → 533, 390円 6 ヘクタール以上 10ヘクタール未満 671, 200円 → 687, 260円 10ヘクタール以上 100ヘクタール未満 891, 600円 → 912, 940円 100ヘクタール以上 891, 600円に、100ヘクタールを超える部分が 100ヘクタールに達するまでごとに220, 000円を加えた額 → 912, 940円に、100ヘクタールを超える部分が 100ヘクタールに達するまでごとに224, 990円を加えた額 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
11	岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例	国 際 課	岡山県岡山国際交流センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 次の施設の利用料金の基準額を改定する。 (1) レセプションホール 1 時間につき 3, 450円 → 3, 620円 (2) 国際会議場 1 時間につき 6, 900円 → 7, 240円 (3) 研修室 1 時間につき 1, 450円 → 1, 520円 (4) 交流サロン 1 時間につき 840円 → 880円 (5) 会議室 1 1 時間につき 1, 770円 → 1, 850円 (6) 会議室 2、会議室 3、和室及び調理実習室 1 時間につき 840円 → 880円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(7) 多目的ルーム A 1 室 1 時間につき 200 円 → 210 円 (8) 多目的ルーム B 1 室 1 時間につき 300 円 → 310 円 (9) 多目的ホール ア 全室 1 時間につき 3,120 円 → 3,270 円 イ 半室 1 時間につき 1,560 円 → 1,630 円 (10) イベントホール 1 時間につき 4,910 円 → 5,150 円 (11) 喫茶 1 月につき 255,610 円 → 268,390 円 2 次の設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 舞台装置 ア 演台 1 台 1 時間につき 200 円 → 210 円 イ 金びょうぶ 1 双 1 時間につき 410 円 → 430 円 (2) 音響装置 ア レセプションホール 1 式 1 時間につき 410 円 → 430 円 イ 国際会議場 1 式 1 時間につき 1,450 円 → 1,520 円 ウ 研修室及び会議室 1 1 式 1 時間につき 510 円 → 530 円 エ 多目的ホール 1 式 1 時間につき 200 円 → 210 円 オ イベントホール 1 式 1 時間につき 510 円 → 530 円 カ 移動型スピーカー 1 台 1 時間につき 410 円 → 430 円 (3) 映像装置 ア モニターテレビ 1 台 1 時間につき 930 円 → 970 円 イ ビデオデッキ 1 台 1 時間につき 200 円 → 210 円 ウ スライド映写機 1 台 1 時間につき 300 円 → 310 円 (4) 同時通訳装置 1 式 1 日につき 32,570 円 → 34,190 円 (5) ピアノ 1 台 1 時間につき 1,560 円 → 1,630 円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
12	岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例	人権・男女共同参画課	岡山県男女共同参画推進センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 会議室の使用料の額を改定する。 時間区分により 620円～ 4,320円 → 650円～ 4,570円 2 次の設備の使用料の額を改定する。 (1) 液晶プロジェクター 1 台につき 時間区分により 940円 → 990円 (2) ビデオデッキ及びブルーレイディスクプレーヤー 1 台につき 時間区分により 300円 → 320円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
13	岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例	環境企画課	岡山県環境保健センターにおいて行う試験検査等の業務の円滑な遂行を図るため、手数料の限度額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の業務に係る手数料の限度額を改定する。 1 大気に関する試験検査等 1 項目につき 1,990円～ 40,810円 → 2,050円～ 42,110円 2 水質、土壌、底質、廃棄物等に関する試験検査等 1 件又は 1 項目につき 1,270円～ 229,700円 → 1,310円～ 237,060円 3 騒音に関する測定分析 1 件につき 4,200円 → 4,330円 4 振動に関する測定分析 1 件につき 2,860円 → 2,950円 5 医薬品等の試験検査 1 件につき 5,360円～ 8,000円 → 5,530円～ 8,250円 6 食品、食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃの試験検査等 1 件又は 1 項目につき 830円～ 25,770円 → 850円～ 26,590円 7 ウイルス検査 1 件又は 1 項目につき 10,600円 → 10,930円 8 放射能測定（温泉放射能測定を除く。） 1 件につき 44,350円 → 45,760円 9 残留農薬、有害化学物質等に関する特殊な試験検査等 1 件又は 1 項目につき 45,140円 → 46,580円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
14	墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	環境企画課	宅地造成等規制法施行令等の一部改正に鑑み、墓地の造成工事の基準を改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 墓地の造成に関する工事の基準を適用する場合における造成とは、土地の形質の変更であって次に掲げるものとする。 (1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの (2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超える崖を生ずることとなるもの (3) 切土と盛土とを同時にする場合において、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該切土及び盛土（(1)及び(2)に該当する切土又は盛土を除く。） (4) (2)及び(3)に該当しない盛土であって、高さが 2 メートルを超えるもの (5) (1)から(4)までのいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの（高さが 2 メートル以下であって、切土又は盛土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないものを除く。） 2 その他規定の整備を行う。 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）
15	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例の一部を改正する条例	脱炭素社会推進課	県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与するため、太陽光発電施設の設置等に関する事項について調査審議する岡山県太陽光発電事業技術審査会を置く等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 太陽光発電施設の設置等に関する事項について調査審議するため、岡山県太陽光発電事業技術審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 審査会は、委員10人以内で組織する。 3 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから知事が任命する。 4 太陽光発電施設の設置の許可又は不許可の処分をしようとするときは、審査会の意見を聴かなければならないこととする。 5 指導及び助言等をしようとするときは、審査会の意見を聴くことができることとする。 6 その他規定の整備を行う。 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）
16	岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	自然環境課	温泉法に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 温泉法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 土地の掘削の許可の申請に対する審査 1 件につき 125,230円 → 131,380円 2 湧出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査 1 件につき 114,910円 → 123,990円 (施行期日 令和7年4月1日)
17	岡山県立美術館 条例の一部を改 正する条例	文化振興課	岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、常設展示に係る65歳未 満の者の観覧料等の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 常設展示に係る65歳未満の者の観覧料の額を改定する。 (1) 大学生その他これに準ずる者 1 人 1 回につき 個人の場合 250円 → 260円 20人以上の団体の場合 200円 → 210円 (2) その他の者 1 人 1 回につき 個人の場合 350円 → 360円 20人以上の団体の場合 280円 → 290円 2 次の施設使用料の額を改定する。 (1) ホール 時間区分により 34,500円 → 35,600円 ～132,700円 ～136,920円 (2) 講義室 時間区分により 13,840円 → 14,280円 ～34,490円 ～35,590円 3 次の附属設備使用料の額を改定する。 (1) ホール ア 所作舞台 1 式 1 回につき 4,990円 → 5,140円 イ つけ舞台 1 式 1 回につき 2,610円 → 2,690円 ウ 平台 1 台 1 回につき 200円 → 210円 エ 仮設花道 1 式 1 回につき 4,990円 → 5,140円 オ 定式幕 1 式 1 回につき 300円 → 310円 カ びょうぶ 1 双 1 回につき 900円 → 920円 キ 太鼓 1 式 1 回につき 900円 → 920円 ク 演台 1 式 1 回につき 900円 → 920円 ケ ピアノ

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 台 1 回につき 10,160円 → 10,480円 コ 調光装置 1 式 1 回につき 5,760円 → 5,940円 サ シーリングスポットライト 1 列 1 回につき 2,610円 → 2,690円 シ ボーダーライト 1 列 1 回につき 1,920円 → 1,980円 ス スポットライト 1 台 1 回につき 1,920円 → 1,980円 セ ピンスポットライト 1 台 1 回につき 1,240円 → 1,270円 ソ 映写機 (16ミリ) 1 台 1 回につき 2,920円 → 3,010円 タ 映写機 (35ミリ) 1 組 1 回につき 9,510円 → 9,810円 チ 音響基本システム 1 式 1 回につき 7,590円 → 7,830円 ツ コンパクトディスクプレーヤー 1 式 1 回につき 1,000円 → 1,030円 テ レコードプレーヤー 1 式 1 回につき 1,000円 → 1,030円 ト 録音装置 1 台 1 回につき 1,240円 → 1,270円 ナ ダイナミックマイクロホン 1 本 1 回につき 1,240円 → 1,270円 ニ コンデンサーマイクロホン 1 本 1 回につき 1,240円 → 1,270円 ヌ 集音マイクロホン 1 組 1 回につき 1,240円 → 1,270円 ネ ワイヤレスマイクロホン 1 本 1 回につき 2,610円 → 2,690円 ノ 舞台用可動スピーカー 1 組 1 回につき 1,920円 → 1,980円 ハ 舞台用モニタースピーカー 1 組 1 回につき 1,920円 → 1,980円 (2) 講義室 ア ビデオプロジェクターシステム 1 式 1 回につき 5,760円 → 5,940円 イ スライド映写機 1 台 1 回につき 1,240円 → 1,270円 ウ オーバーヘッドプロジェクター 1 台 1 回につき 320円 → 330円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
18	岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例	文化振興課	岡山県おかやま旧日銀ホールの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の施設の利用料金の基準額を改定する。 1 ホール 1 時間につき 6,480円 → 6,680円 2 スタジオ 1 時間につき 3,330円 → 3,430円 又は3,770円 → 又は3,890円 3 ギャラリー 1 時間につき 1,930円 → 1,990円 又は2,370円 → 又は2,440円 4 芸術・文化ワークルーム 全室 1 時間につき 3,020円 → 3,110円 又は3,450円 → 又は3,560円 3 分の 2 室 1 時間につき 1,930円 → 1,990円 又は2,270円 → 又は2,340円 3 分の 1 室 1 時間につき 1,050円 → 1,080円 又は1,180円 → 又は1,210円 5 会議室 1 1 時間につき 950円 → 980円 又は1,180円 → 又は1,210円 6 会議室 2 1 時間につき 750円 → 770円 又は950円 → 又は980円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
19	岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例	文化振興課	岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 次の展示室の利用料金の基準額を改定する。 (1) 第 1 展示室 1 週間に付き 30,620円 → 31,590円 ～126,110円 → ～130,140円 (2) 第 2 展示室 1 週間に付き 38,220円 → 39,440円 ～104,510円 → ～107,850円 (3) 第 3 展示室 1 週間に付き 69,220円 → 71,430円 (4) 第 4 展示室 1 週間に付き 34,940円 → 36,050円 (5) 第 5 展示室 1 週間に付き 30,180円 → 31,140円 2 次のホール等利用料金の基準額を改定する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(1) ホール 1 時間につき 3,240円 → 3,340円 (2) 第 1 練習室 1 時間につき 250円 → 260円 (3) 第 2 練習室 1 時間につき 200円 → 210円 (4) 第 3 練習室 1 時間につき 200円 → 210円 (5) 第 4 練習室 1 時間につき 360円 → 370円 (6) 第 5 練習室 1 時間につき 250円 → 260円 (7) 第 1 会議室 1 時間につき 360円 → 370円 (8) 第 2 会議室 1 時間につき 520円 → 540円 3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) グランドピアノ 1 台 1 回につき 2,160円 → 2,220円 (2) アプライトピアノ 1 台 1 回につき 520円 → 540円 (3) 七宝電気炉 1 台 1 回につき 860円 → 880円 (4) プロジェクター 1 台 1 回につき 640円 → 660円 (5) 音響機器 1 式 1 回につき 520円 → 540円 (6) 映像関係機器 1 式 1 回につき 520円 → 540円 4 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
20	岡山武道館条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	岡山武道館の円滑な管理運営を図るため、主道場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 主道場の利用料金の基準額を改定する。 (1) 入場料を徴収しない場合 ア アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物 午前 8 時～正午 7,040円 → 7,260円 正午～午後 5 時 9,420円 → 9,720円 午後 5 時～午後 10 時 16,490円 → 17,010円 午前 8 時～午後 10 時 25,790円 → 26,610円 午後 10 時以後の延長料 1 時間につき

番号	題 名	提 案 課	概 要
			4,690円 → 4,840円 イ 営利又は宣伝を目的としない催物 午前 8 時～正午 43,100円 → 44,470円 正午～午後 5 時 66,910円 → 69,050円 午後 5 時～午後10時 86,580円 → 89,350円 午前 8 時～午後10時 163,340円 → 168,560円 午後10時以後の延長料 1 時間につき 23,450円 → 24,200円 ウ その他の催物 午前 8 時～正午 118,060円 → 121,830円 正午～午後 5 時 155,500円 → 160,470円 午後 5 時～午後10時 236,290円 → 243,850円 午前 8 時～午後10時 390,010円 → 402,490円 午後10時以後の延長料 1 時間につき 58,930円 → 60,810円 (2) 入場料を徴収する場合 ア アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物 午前 8 時～正午 11,760円 → 12,130円 正午～午後 5 時 18,460円 → 19,050円 午後 5 時～午後10時 30,950円 → 31,940円 午前 8 時～午後10時 49,940円 → 51,530円 午後10時以後の延長料 1 時間につき 10,800円 → 11,140円 イ その他の催物 午前 8 時～正午 129,870円 → 134,020円 正午～午後 5 時 186,980円 → 192,960円 午後 5 時～午後10時 248,100円 → 256,030円 午前 8 時～午後10時 468,780円 → 483,780円 午後10時以後の延長料 1 時間につき 58,930円 → 60,810円 2 主道場の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 冷房設備 1 時間につき 13,470円 → 13,900円 (2) 暖房設備 1 時間につき 17,960円 → 18,530円 3 練習道場の専用利用に係る利用料金の基準額を改定する。 午前 8 時～正午 6,940円 → 7,160円 正午～午後 5 時 8,670円 → 8,940円 午前 8 時～午後 5 時 15,620円 → 16,110円 午後 5 時以後の利用 1 時間につき 1,730円 → 1,780円 4 練習道場の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 冷房設備

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 時間につき 4,340円 → 4,470円 (2) 暖房設備 1 時間につき 4,410円 → 4,550円 5 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 照明用バトン 1 日につき 3,250円 → 3,350円 (2) 会議室 ア アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物に伴い使用される場合 1 時間につき 380円 → 400円 イ その他 1 時間につき 510円 → 530円 (3) 放送設備（マイクロホン 1 本を含む。） 1 日につき 1,730円 → 1,780円 (4) バックスクリーン 1 日につき 1,730円 → 1,780円 (5) 暗幕 1 日につき 4,910円 → 5,060円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
21	岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	岡山県津山総合体育館及び岡山県津山東体育館の円滑な管理運営を図るため、体育館等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 体育館の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) 入場料を徴収しない場合 ア アマチュアスポーツ又は児童、生徒、学生等により行われる催物 午前 8 時～正午 4,760円 → 4,910円 正午～午後 5 時 6,150円 → 6,340円 午後 5 時～午後 10 時 10,260円 → 10,580円 午前 8 時～午後 10 時 16,350円 → 16,870円 午後 10 時以後の延長料 1 時間につき 3,490円 → 3,600円 イ 営利又は宣伝を目的としない催物 午前 8 時～正午 23,840円 → 24,600円 正午～午後 5 時 35,610円 → 36,740円 午後 5 時～午後 10 時 47,170円 → 48,670円 午前 8 時～午後 10 時 88,120円 → 90,930円 午後 10 時以後の延長料 1 時間につき 12,180円 → 12,560円 ウ その他の催物 午前 8 時～正午 65,660円 → 67,760円 正午～午後 5 時 86,400円 → 89,160円 午後 5 時～午後 10 時 130,150円 → 134,310円 午前 8 時～午後 10 時 216,680円 → 223,610円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			午後10時以後の延長料 1時間につき 33,460円 → 34,530円 (2) 入場料を徴収する場合 ア アマチュアスポーツ又は児童、生徒、学生等により行われる催物 午前8時～正午 7,450円 → 7,680円 正午～午後5時 12,180円 → 12,560円 午後5時～午後10時 19,770円 → 20,400円 午前8時～午後10時 32,070円 → 33,090円 午後10時以後の延長料 1時間につき 6,150円 → 6,340円 イ その他の催物 午前8時～正午 69,500円 → 71,720円 正午～午後5時 104,370円 → 107,700円 午後5時～午後10時 137,960円 → 142,370円 午前8時～午後10時 257,870円 → 266,120円 午後10時以後の延長料 1時間につき 33,460円 → 34,530円 2 柔道場及び剣道場の利用料金の基準額を改定する。 (1) 団体使用 ア 午前 2,030円 → 2,090円 イ 午後 2,550円 → 2,630円 ウ 全日 4,580円 → 4,720円 (2) 個人使用 ア 高校生以下の者 (ア) 1月につき 420円 → 440円 (イ) 3月につき 1,060円 → 1,090円 イ その他 (ア) 1月につき 620円 → 630円 (イ) 3月につき 1,510円 → 1,550円 3 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) バレーボール 1式1時間につき 240円 → 250円 (2) バasketボール ア 壁面式 1式1時間につき 240円 → 250円 イ 移動式 1式1時間につき 490円 → 510円 (3) ハンドボール 1式1時間につき 240円 → 250円 (4) 庭球 1式1時間につき 240円 → 250円 (5) 電光得点表示器 1日につき 810円 → 830円 (6) 演台 1式1日につき 660円 → 680円 (7) 放送器具

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 式1日につき 1,380円 → 1,420円 (8) マイクロホン 1本1日につき 240円 → 250円 (9) テープレコーダー 1台1日につき 810円 → 830円 (10) 照明用バトン 1日につき 2,680円 → 2,760円 (11) どん帳 1日につき 2,680円 → 2,760円 (12) 暗幕 1日につき 2,680円 → 2,760円 (13) バックスクリーン等幕類 1種類1日につき 1,380円 → 1,420円 (14) 更衣室 1日につき 240円 → 250円 (15) 湯沸し室 1日につき 240円 → 250円 (16) 放送室 1日につき 240円 → 250円 (17) 会議室 1時間につき 240円 → 250円 (18) コミュニティ室 1時間につき 240円 → 250円 (19) ステージ 1日につき 2,720円 → 2,800円 4 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 体育館 1時間につき 14,010円又は17,380円 → 14,450円又は17,930円 (2) 柔道場 1時間につき 2,780円又は3,910円 → 2,860円又は4,030円 (3) 剣道場 1時間につき 2,780円又は3,910円 → 2,860円又は4,030円 (4) 会議室 1時間につき 300円又は420円 → 310円又は440円 (5) 研修室 1時間につき 150円又は200円 → 150円又は210円 (6) トレーニング室 1時間につき 1,660円又は2,780円 → 1,710円又は2,860円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
22	岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	岡山県美作ラグビー・サッカー場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 主競技場の利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,830円 → 1,880円 ～10,260円 → ～10,580円 イ その他の者 時間区分により 2,770円 → 2,850円 ～15,390円 → ～15,880円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 13,890円 → 14,330円 ～77,000円 → ～79,460円 2 補助競技場（芝）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,480円 → 1,520円 ～8,500円 → ～8,770円 イ その他の者 時間区分により 2,310円 → 2,380円 ～12,820円 → ～13,230円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 11,640円 → 12,010円 ～64,160円 → ～66,210円 3 補助競技場（芝）の練習使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,370円 → 1,410円 又は1,480円 → 又は1,520円 イ その他の者 時間区分により 2,180円 → 2,240円 又は2,310円 → 又は2,380円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 11,000円 → 11,350円 又は11,640円 → 又は12,010円 4 補助競技場（クレー）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,260円 → 1,300円 ～6,870円 → ～7,080円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			イ その他の者 時間区分により 1,830円 → 1,880円 ～10,260円 → ～10,580円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 9,320円 → 9,610円 ～51,330円 → ～52,970円 5 補助競技場（クレー）の練習使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,150円 → 1,180円 又は1,260円 → 又は1,300円 イ その他の者 時間区分により 1,720円 → 1,770円 又は1,830円 → 又は1,880円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 8,730円 → 9,000円 又は9,320円 → 又は9,610円 6 ミーティング広場の利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 800円 → 820円 ～4,290円 → ～4,420円 イ その他の者 時間区分により 1,150円 → 1,180円 ～6,410円 → ～6,610円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 5,820円 → 6,000円 ～32,070円 → ～33,090円 7 次の会議室等の利用料金の基準額を改定する。 (1) 会議室 1 時間につき 470円 → 490円 (2) 大会議室 1 時間につき 220円 → 230円 (3) 放送室 1 日につき 220円 → 230円 (4) 更衣室 1 室 1 日につき 220円 → 230円 (5) 審判員室 1 日につき 220円 → 230円 (6) 特別室（警備員室を含む。） 1 時間につき 340円 → 350円 (7) 湯沸し室 1 日につき 220円 → 230円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			8 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) ビデオ装置 1 式 1 回につき 340円 → 350円 (2) オーバーヘッドプロジェクター 1 台 1 回につき 340円 → 350円 (3) 放送設備 1 式 1 日につき 1,260円 → 1,300円 (4) テント 1 張り 1 日につき 870円 → 890円 (5) スクラムマシン 1 台 1 時間につき 220円 → 230円 (6) 電光得点表示板 1 時間につき 220円 → 230円 (7) 浴室（シャワーを含む。） 1 人 1 回につき 220円 → 230円 (8) 照明設備 1 時間につき 3,720円 → 3,830円 9 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 放送室 1 時間につき 150円 → 150円 又は200円 → 又は210円 (2) 審判員室 1 時間につき 150円 → 150円 又は200円 → 又は210円 (3) 特別室 1 時間につき 250円 → 260円 又は360円 → 又は370円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
23	岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	岡山県備前テニスセンターの円滑な管理運営を図るため、テニスコート等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 テニスコート（センターコート）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 5,760円 → 5,940円 ～30,570円 → ～31,540円 イ その他の者 時間区分により 8,590円 → 8,860円 ～45,970円 → ～47,440円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 42,980円 → 44,350円 ～230,160円 → ～237,520円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			2 テニスコート（センターコート）の一般使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 1 時間につき 1,510円 → 1,550円 イ その他の者 1 時間につき 2,300円 → 2,370円 (2) アマチュアスポーツ以外 1 時間につき 11,430円 → 11,790円 3 テニスコート（サブコート（1 面につき））の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 490円 → 510円 ～2,500円 → ～2,580円 イ その他の者 時間区分により 710円 → 730円 ～3,770円 → ～3,890円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 3,620円 → 3,730円 ～18,840円 → ～19,440円 4 テニスコート（サブコート（1 面につき））の一般使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 1 時間につき 300円 → 310円 イ その他の者 1 時間につき 430円 → 450円 (2) アマチュアスポーツ以外 1 時間につき 2,300円 → 2,370円 5 次の会議室等の利用料金の基準額を改定する。 (1) 会議室 A 1 時間につき 560円 → 570円 (2) 審判控室 1 日につき 310円 → 320円 (3) メーンスタンドの更衣室 1 室 1 日につき 560円 → 570円 (4) 湯沸し室 1 日につき 310円 → 320円 (5) 会議室 B 1 時間につき 560円 → 570円 (6) 会議室 C 1 時間につき 320円 → 330円 6 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(1) テント 1 張り 1 日につき 870円 → 890円 (2) 得点板 1 台 1 日につき 310円 → 320円 (3) 照明設備 1 面 1 時間につき 430円 → 450円 (4) 放送設備 1 式 1 日につき 1,140円 → 1,170円 7 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 放送室 1 時間につき 200円 → 210円 又は210円 又は220円 (2) 特別室 1 時間につき 200円 → 210円 又は210円 又は220円 (3) 記者室 1 時間につき 200円 → 210円 又は210円 又は220円 (4) 会議室 A 1 時間につき 640円 → 660円 又は670円 又は690円 (5) 審判控室 1 時間につき 410円 → 430円 又は430円 又は450円 (6) 会議室 B 1 時間につき 330円 → 340円 又は340円 又は350円 (7) 会議室 C 1 時間につき 450円 → 470円 又は470円 又は490円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
24	岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	岡山県津山陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 主競技場の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,970円 → 2,030円 ～10,700円 ～11,040円 イ その他の者 時間区分により 2,980円 → 3,070円 ～16,040円 ～16,550円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 14,970円 → 15,440円 ～80,280円 → ～82,840円 2 多目的広場の利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 200円 → 210円 ～1,270円 → ～1,310円 イ その他の者 時間区分により 300円 → 310円 ～1,920円 → ～1,980円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 1,590円 → 1,640円 ～9,620円 → ～9,920円 3 スケート場の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 13,360円 → 13,780円 ～71,290円 → ～73,570円 イ その他の者 時間区分により 20,060円 → 20,700円 ～107,050円 → ～110,470円 (2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 100,360円 → 103,570円 ～535,320円 → ～552,450円 4 スケート場の個人使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) 小学生以下の者 1 回につき 330円 → 340円 (2) 中学生及び高校生 1 回につき 690円 → 710円 (3) その他の者 1 回につき 1,050円 → 1,080円 5 次のトレーニング室等の利用料金の基準額を改定する。 (1) 湯沸し室 1 日につき 300円 → 310円 (2) 会議室 A 1 室 1 時間につき 300円 → 310円 (3) 会議室 B 1 時間につき 300円 → 310円 6 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) テント 1 張り 1 日につき 830円 → 850円 (2) 陸上競技用器具 1 式 1 日につき 4,590円 → 4,730円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(3) 球技用器具 ア アマチュアスポーツ 1 台 1 日につき 520円 → 530円 イ アマチュアスポーツ以外 1 台 1 日につき 2,690円 → 2,770円 (4) 照明設備（主競技場） 1 時間につき 10,700円 → 11,040円 (5) 照明設備（多目的広場及びスケート場（専用使用に限る。）） 1 時間につき 1,050円 → 1,080円 (6) 放送設備 1 式 1 日につき 1,070円 → 1,100円 7 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 指令室 1 時間につき 130円 → 130円 又は240円 → 又は250円 (2) 写真判定室 1 時間につき 260円 → 270円 又は350円 → 又は360円 (3) 会議室 A 1 時間につき 250円 → 260円 又は380円 → 又は400円 (4) 会議室 B 1 時間につき 320円 → 330円 又は420円 → 又は440円 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）
25	岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	岡山県笠岡陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 主競技場の専用利用に係る利用料金の基準額を改定する。 1 アマチュアスポーツ (1) 高校生以下の者 時間区分により 1,670円 → 1,720円 ～9,610円 → ～9,910円 (2) その他の者 時間区分により 2,550円 → 2,630円 ～14,410円 → ～14,870円 2 アマチュアスポーツ以外 時間区分により 12,770円 → 13,170円 ～72,120円 → ～74,420円 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）

番号	題 名	提 案 課	概 要
26	岡山県保健医療 関係手数料徴収 条例の一部を改 正する条例	医療推進課 健康推進課 生活衛生課 医薬安全課	食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 食品衛生法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 1 件につき 153,000円 → 158,300円 (2) 講習会の登録の申請に対する審査 1 件につき 91,700円 → 94,900円 (3) 営業の許可の申請に対する審査 ア 飲食店営業 1 件につき 8,600円又は17,100円 → 8,890円又は17,600円 イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 1 件につき 7,080円 → 7,320円 ウ 食肉販売業 1 件につき 5,310円又は10,600円 → 5,490円又は10,900円 エ 魚介類販売業 1 件につき 5,310円又は10,600円 → 5,490円又は10,900円 オ 魚介類競り売り営業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 カ 集乳業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 キ 乳処理業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 ク 特別牛乳搾取処理業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 ケ 食肉処理業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 コ 食品の放射線照射業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 サ 菓子製造業 1 件につき 8,600円又は17,100円 → 8,890円又は17,600円 シ アイスクリーム類製造業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 ス 乳製品製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 セ 清涼飲料水製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 ソ 食肉製品製造業

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 件につき 23,200円 → 24,000円 タ 水産製品製造業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 チ 氷雪製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 ツ 液卵製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 テ 食用油脂製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 ト みそ又はしょうゆ製造業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 ナ 酒類製造業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 ニ 豆腐製造業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 ヌ 納豆製造業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 ネ 麺類製造業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 ノ そうざい製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 ハ 複合型そうざい製造業 1 件につき 34,800円 → 36,000円 ヒ 冷凍食品製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 フ 複合型冷凍食品製造業 1 件につき 34,800円 → 36,000円 ヘ 漬物製造業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 ホ 密封包装食品製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 マ 食品の小分け業 1 件につき 17,100円 → 17,600円 ミ 添加物製造業 1 件につき 23,200円 → 24,000円 2 理容師法に基づく理容所の構造設備の検査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 17,000円 → 17,500円 3 栄養士法に基づく栄養士の免許の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 5,700円 → 5,820円 4 栄養士法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 栄養士名簿の訂正及び栄養士免許証の書換え交付 1 件につき 3,300円 → 3,410円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(2) 栄養士免許証の再交付 1 件につき 3,700円 → 3,780円 5 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更 1 件につき 3,320円 → 3,410円 (2) 免許証の再交付 1 件につき 3,320円 → 3,410円 6 興行場法に基づく興行場の営業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 7,350円又は23,080円 → 7,530円又は23,600円 7 旅館業法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 旅館業の許可の申請に対する審査 ア 旅館・ホテル営業 1 件につき 23,080円 → 23,600円 イ 簡易宿所営業 1 件につき 15,080円 → 15,400円 ウ 下宿営業 1 件につき 15,080円 → 15,400円 (2) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1 件につき 7,500円 → 7,650円 8 公衆浴場法に基づく浴場業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 7,140円又は23,080円 → 7,310円又は23,600円 9 化製場等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 化製場、死亡獣畜取扱場等の設置の許可の申請に対する審査 ア 化製場 1 件につき 25,900円 → 26,400円 イ 死亡獣畜取扱場 1 件につき 16,500円 → 16,900円 ウ 魚介類を原料とする油脂の製造施設等 1 件につき 16,500円 → 16,900円 (2) 動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査 1 件につき 8,710円 → 9,000円 10 保健師助産師看護師法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 准看護師の免許の申請に対する審査 1 件につき 5,660円 → 5,870円 (2) 准看護師再教育研修の実施 ア 戒告の処分を受けた准看護師に対する准看護師再教育研修 1 件につき 48,480円 → 50,800円 イ 3年以内の業務の停止の処分を受けた准看護師又は准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する准看護師再教育研修 1 件につき 90,400円 → 93,300円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(3) 准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請に対する審査 1 件につき 5,680円 → 5,890円 (4) 助産婦名簿の謄本の交付 1 件につき 4,400円 → 4,500円 11 保健師助産師看護師法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 准看護師免許証の書換交付 1 件につき 3,510円 → 3,600円 (2) 准看護師免許証の再交付 1 件につき 4,220円 → 4,330円 (3) 保健婦免状、看護婦免状又は看護人免状の書換交付 1 件につき 3,500円 → 3,580円 (4) (3)の免状の再交付 1 件につき 4,200円 → 4,300円 12 医療法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 病院、診療所又は助産所の開設の許可の申請に対する審査 ア 病院 1 件につき 42,000円 → 42,900円 イ 診療所 1 件につき 19,000円 → 19,400円 ウ 助産所 1 件につき 12,000円 → 12,200円 (2) 病院、診療所又は助産所の構造設備の検査 ア 病院 1 件につき 19,200円又は44,210円 → 19,900円又は45,300円 イ 診療所 1 件につき 10,100円又は22,700円 → 10,400円又は23,500円 ウ 助産所 1 件につき 8,060円又は17,010円 → 8,340円又は17,400円 13 死体解剖保存法に基づく死体の保存の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 3,500円 → 3,580円 14 クリーニング業法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) クリーニング所の構造設備の検査 1 件につき 17,000円 → 17,500円 (2) クリーニング師の免許 1 件につき 5,700円 → 5,820円 (3) クリーニング師試験の実施 1 件につき 9,160円 → 9,470円 15 クリーニング業法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(1) クリーニング師免許証の訂正 1 件につき 3,000円 → 3,070円 (2) クリーニング師免許証の再交付 1 件につき 3,500円 → 3,570円 16 毒物及び劇物取締法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1 件につき 15,080円 → 15,400円 (2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査 1 件につき 41,320円 → 42,300円 (3) (1)の更新の申請に対する審査 1 件につき 6,760円 → 6,980円 (4) (2)の更新の申請に対する審査 1 件につき 13,750円 → 14,200円 (5) 毒物劇物取扱者試験の実施 1 件につき 11,100円 → 11,400円 (6) (2)の変更の申請に対する審査 1 件につき 6,470円 → 6,690円 17 毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付 1 件につき 2,440円 → 2,520円 (2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付 1 件につき 4,060円 → 4,200円 18 覚醒剤取締法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査 1 件につき 4,020円 → 4,130円 (2) 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付 1 件につき 2,820円 → 2,900円 (3) 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査 ア 覚醒剤原料取扱者の指定 1 件につき 11,890円 → 12,300円 イ 覚醒剤原料研究者の指定 1 件につき 4,020円 → 4,130円 19 麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 麻薬卸売業者等の免許の申請に対する審査 4,020円～14,980円 → 4,130円～15,300円 (2) (1)の者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付 1 件につき 2,820円 → 2,900円 (3) 向精神薬卸売業者等の免許の申請に対する審査 ア 向精神薬卸売業者の免許

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 件につき 14,980円 → 15,300円 イ 向精神薬小売業者の免許 1 件につき 4,020円 → 4,130円 (4) 向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査 1 件につき 4,020円 → 4,130円 20 と畜場法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) と畜場の設置の許可の申請に対する審査 ア 一般と畜場 1 件につき 22,700円 → 23,400円 イ 簡易と畜場 1 件につき 10,700円 → 11,000円 (2) 獣畜のとさつ又は解体の検査 ア 牛（イに掲げるものを除く。） 1 件につき 770円 → 790円 イ 生体重60キログラム以内の子牛 1 件につき 150円 → 160円 ウ 馬 1 件につき 770円 → 790円 エ 豚 1 件につき 350円 → 360円 オ めん羊又は山羊（カに掲げるものを除く。） 1 件につき 150円 → 160円 カ 生体重20キログラム以内のめん羊又は山羊 1 件につき 70円 → 80円 21 美容師法に基づく美容所の構造設備の検査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 17,000円 → 17,500円 22 臨床検査技師等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 衛生検査所の登録の申請に対する審査 1 件につき 81,480円 → 83,400円 (2) 衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査 1 件につき 61,460円 → 63,500円 23 臨床検査技師等に関する法律施行規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1 件につき 8,300円 → 8,470円 (2) 衛生検査所の登録証明書の再交付 1 件につき 8,300円 → 8,470円 24 調理師法に基づく調理師の免許の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 5,700円 → 5,820円 25 調理師法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 調理師免許証の書換え交付

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 件につき 3,280円 → 3,390円 (2) 調理師免許証の再交付 1 件につき 3,700円 → 3,780円 26 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 薬局の開設の許可の申請に対する審査 1 件につき 29,980円 → 30,600円 (2) (1)の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,080円 → 12,400円 (3) 地域連携薬局の認定の申請に対する審査 1 件につき 11,100円 → 11,400円 (4) (3)の更新の申請に対する審査 1 件につき 11,100円 → 11,400円 (5) 専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 1 件につき 11,100円 → 11,400円 (6) (5)の更新の申請に対する審査 1 件につき 11,100円 → 11,400円 (7) 医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 29,980円 → 30,600円 (8) (7)の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,080円 → 12,400円 (9) 医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付 1 件につき 7,320円 → 7,480円 (10) (9)の身分証明書の書換え交付 1 件につき 2,130円 → 2,200円 (11) (9)の身分証明書の再交付 1 件につき 2,990円 → 3,090円 (12) 一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験の実施 1 件につき 15,200円 → 15,700円 (13) 医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査 1 件につき 7,340円 → 7,590円 (14) 高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業及び貸与業の許可の申請に対する審査 1 件につき 30,400円 → 31,400円 (15) (14)の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,300円 → 12,700円 (16) 再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 件につき 30,500円 → 31,500円 (17) (16) の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,300円 → 12,700円 (18) 医薬品の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験に合格した者とみなされる者の登録の申請に対する審査 1 件につき 7,340円 → 7,590円 (19) 薬局開設の許可証の書換え交付 1 件につき 2,170円 → 2,240円 (20) (19) の許可証の再交付 1 件につき 2,990円 → 3,090円 (21) 地域連携薬局等の認定証の書換え交付 1 件につき 2,140円 → 2,210円 (22) (21) の認定証の再交付 1 件につき 2,950円 → 3,050円 (23) 医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,180円 → 2,250円 (24) (23) の許可証の再交付 1 件につき 2,990円 → 3,090円 (25) 医薬品等の製造業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,130円 → 2,200円 (26) (25) の許可証の再交付 1 件につき 2,990円 → 3,090円 (27) 医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付 1 件につき 2,140円 → 2,210円 (28) (27) の登録証の再交付 1 件につき 2,950円 → 3,040円 (29) 医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査の基準確認証の書換え交付 1 件につき 2,140円 → 2,210円 (30) (29) の基準確認証の再交付 1 件につき 2,950円 → 3,040円 (31) 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の製造販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,200円 → 2,270円 (32) (31) の許可証の再交付 1 件につき 3,010円 → 3,110円 (33) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付 1 件につき 2,200円 → 2,270円 (34) (33) の登録証の再交付 1 件につき 3,010円 → 3,110円 (35) 再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 件につき 2,200円 → 2,270円 (36) (35) の許可証の再交付 1 件につき 3,010円 → 3,110円 (37) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,170円 → 2,240円 (38) (37) の許可証の再交付 1 件につき 2,990円 → 3,090円 (39) 医療機器の修理業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,130円 → 2,200円 (40) (39) の許可証の再交付 1 件につき 2,990円 → 3,090円 (41) 医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 許可の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 7,540円～152,200円 7,800円～157,500円 (42) (41) の許可の更新の申請に対する審査 許可の更新の区分に応じ、 許可の更新の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 4,750円～140,100円 4,910円～145,000円 (43) 医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 許可の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 11,400円～91,400円 11,700円～94,600円 (44) (43) の許可の更新の申請に対する審査 許可の更新の区分に応じ、 許可の更新の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 5,970円～51,600円 6,160円～53,400円 (45) (43) の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 許可の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 31,300円～82,200円 32,300円～85,000円 (46) 医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査 登録の区分に応じ、 登録の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 34,000円～48,300円 35,100円～49,900円 (47) (46) の登録の更新の申請に対する審査 1 件につき 24,500円 → 25,300円 (48) 医薬品等の製造販売の承認の申請に対する審査 承認の区分に応じ、 承認の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 90円～215,900円 90円～223,500円 (49) 医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の適合性の調査

番号	題 名	提 案 課	概 要
			ア 承認の申請に対する調査 調査の区分に応じ、 1 品目につき → 調査の区分に応じ、 24,200円～71,800円 25,000円～74,300円 イ 一定期間経過後に行う調査 調査の区分に応じ、 1 件につき56,600円～ 129,400円に 1 品目に → 調査の区分に応じ、 つき500円～3,030円を 1 件につき58,500円～ 加えた額 → 133,900円に 1 品目に つき510円～3,130円を 加えた額 ウ 知事が必要と認めるときに行う調査 調査の区分に応じ、 1 件につき56,600円～ 129,400円に 1 品目に → 調査の区分に応じ、 つき500円～3,030円を 1 件につき58,500円～ 加えた額 → 133,900円に 1 品目に つき510円～3,130円を 加えた額 (50) 医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査 承認の区分に応じ、 1 件につき → 承認の区分に応じ、 90円～109,500円 90円～113,300円 (51) 医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査 調査の区分に応じ、 1 件につき56,600円～ 129,400円に 1 品目に → 調査の区分に応じ、 つき500円～3,030円を 1 件につき58,500円～ 加えた額に 1 業者につ → 133,900円に 1 品目に き5,050円～10,100円 つき510円～3,130円を を加えた額 → 加えた額に 1 業者につ き5,220円～10,400円 を加えた額 (52) 変更計画に係る適合性の確認 確認の区分に応じ、 1 品目につき → 確認の区分に応じ、 24,200円～71,800円 25,000円～74,300円 (53) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 1 件につき → 許可の区分に応じ、 97,000円～153,000円 100,400円～158,300円 (54) (53) の許可の更新の申請に対する審査 許可の更新の区分に応じ、 1 件につき → 許可の更新の区分に応じ、 78,600円～147,800円 81,300円～153,000円 (55) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査 1 件につき 38,300円 → 39,600円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(56) (55) の登録の更新の申請に対する審査 1 件につき 29,200円 → 30,200円 (57) 再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 153,000円 → 158,300円 (58) (57) の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 140,800円 → 145,700円 (59) 医療機器の修理業の許可の申請に対する審査 1 件につき 71,370円 → 73,200円 (60) (59) の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 49,100円 → 50,800円 (61) 医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 1 件につき 18,300円 → 18,900円 (62) 輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の適合性の調査 ア 製造の申請に対する調査 調査の区分に応じ、 調査の区分に応じ、 1 品目につき → 1 品目につき 24,200円～71,800円 25,000円～74,300円 イ 一定期間経過後に行う調査 調査の区分に応じ、 調査の区分に応じ、 1 件につき56,600円～ 1 件につき58,500円～ 129,400円に 1 品目に → 133,900円に 1 品目に つき500円～3,030円を つき510円～3,130円を 加えた額 加えた額 (63) 販売従事登録証の書換え交付 1 件につき 2,120円 → 2,190円 (64) 販売従事登録証の再交付 1 件につき 3,040円 → 3,140円 27 製菓衛生師法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 製菓衛生師免許の申請に対する審査 1 件につき 5,700円 → 5,820円 (2) 製菓衛生師試験の実施 1 件につき 9,560円 → 9,800円 28 製菓衛生師法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 製菓衛生師免許証の書換え交付 1 件につき 2,900円 → 2,960円 (2) 製菓衛生師免許証の再交付 1 件につき 3,580円 → 3,700円 29 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく次の事業の 登録の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 (1) 建築物清掃業 1 件につき 35,330円 → 36,500円 (2) 建築物空気環境測定業 1 件につき 35,330円 → 36,500円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(3) 建築物空気調和用ダクト清掃業 1 件につき 35,330円 → 36,500円 (4) 建築物飲料水水質検査業 1 件につき 35,330円 → 36,500円 (5) 建築物飲料水貯水槽清掃業 1 件につき 35,330円 → 36,500円 (6) 建築物排水管清掃業 1 件につき 35,330円 → 36,500円 (7) 建築物ねずみ昆虫等防除業 1 件につき 35,330円 → 36,500円 (8) 建築物環境衛生総合管理業 1 件につき 46,080円 → 47,000円 30 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査 1 件につき 15,400円 → 15,900円 (2) (1)の登録の更新の申請に対する審査 1 件につき 15,400円 → 15,900円 (3) 動物取扱責任者研修の実施 1 件につき 1,570円 → 1,620円 (4) 特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査 1 件につき 14,460円 → 14,900円 (5) (4)の変更の許可の申請に対する審査 1 件につき 9,500円 → 9,760円 31 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 第一種動物取扱業の登録証の再交付 1 件につき 2,020円 → 2,090円 (2) 特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付 1 件につき 2,020円 → 2,090円 32 旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法に基づく診療エックス線技師免許証の再交付に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 4,300円 → 4,390円 33 旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 3,800円 → 3,890円 34 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査 1 件につき 20,100円 → 20,500円 (2) 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 1 件につき 11,000円 → 11,300円 (3) 食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 1 件につき 153,100円 → 158,400円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(4) 講習会の登録の申請に対する審査 1 件につき 91,700円 → 94,900円 (5) 確認規程の認定の申請に対する審査 1 件につき 5,600円 → 5,720円 (6) 確認規程の変更の認定の申請に対する審査 1 件につき 2,400円 → 2,440円 35 母体保護法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 受胎調節実地指導員指定証の交付 1 件につき 4,110円 → 4,200円 (2) 受胎調節実地指導員標識の交付 1 件につき 3,200円 → 3,270円 (3) 受胎調節実地指導員指定証の訂正 1 件につき 2,450円 → 2,530円 (4) 受胎調節実地指導員指定証の再交付 1 件につき 2,910円 → 2,980円 (5) 受胎調節実地指導員標識の再交付 1 件につき 2,610円 → 2,670円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
27	岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例	健康推進課	岡山県精神保健福祉センターにおける診断書等の交付事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 岡山県精神保健福祉センターにおける診療に係る使用料の算定の基準に保険外併用療養費に関する基準を加える。 2 診断書その他の証明書の交付に係る手数料の額を改定する。 (1) 診断書 ア 簡易なものとして知事が別に定めるもの 1 通につき 1,030円 → 1,050円 イ 複雑なものとして知事が別に定めるもの 1 通につき 4,800円 → 4,910円 ウ ア及びイに掲げるものの以外のもの 1 通につき 1,770円 → 1,810円 (2) その他の証明書 1 通につき 870円 → 890円 3 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日。ただし、 1 及び 3 については、条例の公布の日)
28	岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例	健康推進課	岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、検査等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の検査等又は施設等の利用料金の基準額を改定する。 1 人間ドック

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 回につき 39,900円 → 41,100円 2 健康実践講座 1 講座につき 1,270円 → 1,310円 3 施設自由利用 3 時間につき 1,040円 → 1,070円 1 月につき 7,980円 → 8,230円 4 健康増進指導体験 1 回につき 1,800円 → 1,850円 5 筋力測定 1 回につき 8,000円 → 8,250円 6 体脂肪測定 1 回につき 1,050円 → 1,080円 7 骨強度測定 1 回につき 1,050円 → 1,080円 8 多目的聴講室 3 時間まで 3,810円 → 3,930円 3 時間を超え、1 時間までごとに 1,270円 → 1,310円 9 大会議室 3 時間まで 13,050円 → 13,440円 3 時間を超え、1 時間までごとに 4,350円 → 4,480円 10 小会議室 3 時間まで 3,180円 → 3,270円 3 時間を超え、1 時間までごとに 1,060円 → 1,090円 11 栄養指導室 3 時間まで 3,570円 → 3,660円 3 時間を超え、1 時間までごとに 1,190円 → 1,220円 12 開放研究室 1 室 1 月につき 141,300円 → 145,800円 13 プロジェクター 3 時間まで 600円 → 630円 3 時間を超え、1 時間までごとに 200円 → 210円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
29	公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例	生活衛生課	公衆浴場及び旅館業の営業の施設における一層の衛生の維持及び確保を図るため、これらの入浴設備の浴槽水の水質の基準を改めるものである。 【主な内容】 1 公衆浴場法施行条例の一部改正 浴槽水の水質の基準のうち、大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌^{かん}であって乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。以下同じ。）は 1 ミリリットル中に 1 個以下であることを、大腸菌は 1 ミリリットル中に 1 個以下であることに改める。 2 旅館業法施行条例の一部改正 浴槽水の水質の基準のうち、大腸菌群は 1 ミリリットル中に 1 個以

番号	題 名	提 案 課	概 要
			下であることを、大腸菌は 1 ミリリットル中に 1 個以下であることに改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
30	岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	生活衛生課	犬又は猫の引取りに係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を定めるものである。 【主な内容】 犬又は猫の引取りに係る手数料の額を定める。 1 生後91日以上犬又は猫 1 頭又は 1 匹につき 2,030円 2 生後91日未満犬又は猫 5 頭又は 5 匹までにつき 1,010円（5 頭又は 5 匹を超える場合にあっては、1,010円に 5 頭又は 5 匹を超える部分が 5 頭又は 5 匹までごとに 1,010円を加算した額） (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
31	岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例	生活衛生課	ふぐ処理師の免許等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 ふぐ処理師の免許等に係る手数料の額を改定する。 1 ふぐ処理師の免許 1 件につき 5,090円 → 5,260円 2 ふぐ処理師試験 1 件につき 15,970円 → 16,500円 3 ふぐ処理師免許証の書換え交付 1 件につき 2,970円 → 3,070円 4 ふぐ処理師免許証の再交付 1 件につき 2,970円 → 3,070円 5 ふぐ処理業者の登録 1 件につき 5,720円 → 5,910円 6 ふぐ処理業者登録証の書換え交付 1 件につき 3,050円 → 3,150円 7 ふぐ処理業者登録証の再交付 1 件につき 3,050円 → 3,150円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
32	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の施設設備の基準を改めるものである。 【主な内容】 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設設備の基準について、内閣府・文部科学省告示と同一の基準に改める。 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）
33	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課 子ども家庭課	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設の職員等の基準を改めるものである。 【主な内容】 児童福祉施設の職員等の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）
34	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準を改めるものである。 【主な内容】 指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）
35	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数の基準を改めるものである。 【主な内容】 指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）
36	生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、救護施設及び更生施設の職員の配置の基準を改めるものである。 【主な内容】 救護施設及び更生施設の職員の配置の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）

番号	題 名	提 案 課	概 要
37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定生活介護事業者が提供する食事の基準を改めるものである。 【主な内容】 指定生活介護事業者が提供する食事の基準について、内閣府・厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
38	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害者支援施設の食事の基準を改めるものである。 【主な内容】 指定障害者支援施設の食事の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
39	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、生活介護事業者が提供する食事の基準を改めるものである。 【主な内容】 生活介護事業者が提供する食事の基準について、内閣府・厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
40	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害者支援施設の食事の基準を改めるものである。 【主な内容】 障害者支援施設の食事の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
41	社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、軽費老人ホームの職員配置の基準を改めるものである。 【主な内容】 軽費老人ホームの職員配置の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
42	老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、養護老人ホームの職員の配置の基準を改めるものである。 【主な内容】 養護老人ホームの職員の配置の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
43	老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、特別養護老人ホームの職員の配置の基準を改めるものである。 【主な内容】 特別養護老人ホームの職員の配置の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
44	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数の基準を改めるものである。 【主な内容】 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
45	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護老人福祉施設に併設される事業所の従業者の員数の基準を改めるものである。 【主な内容】 指定介護老人福祉施設に併設される事業所の従業者の員数の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
46	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護予防短期入所生活介護事業所等の従業者の員数の基準を改めるものである。 【主な内容】 指定介護予防短期入所生活介護事業所等の従業者の員数の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
47	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準の特例を改めるものである。 【主な内容】 幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準の特例について、内閣府・文部科学省令と同一の特例に改める。 (施行期日 条例の公布の日)
48	岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	指導監査課 長寿社会課	介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 介護保険法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 - 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 1 件につき 9,220円 → 9,640円 - 介護支援専門員の登録 1 件につき 1,640円 → 1,690円 - 介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 件につき 1,240円 → 1,280円 4 介護支援専門員証の交付の申請に対する審査 1 件につき 2,690円 → 2,780円 5 介護支援専門員証の有効期間の更新の申請に対する審査 1 件につき 2,790円 → 2,880円 6 介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1 件につき 64,360円 → 66,600円 7 介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1 件につき 34,450円 → 35,600円 8 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1 件につき 65,360円 → 67,600円 9 介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1 件につき 33,950円 → 35,100円 10 介護支援専門員証の書換え交付 1 件につき 2,800円 → 2,890円 11 介護支援専門員証の再交付 1 件につき 3,420円 → 3,530円 （施行期日 令和 7 年 4 月 1 日）
49	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例	地域福祉課	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の円滑な管理運営を図るため、会議室等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 次の会議室の利用料金の基準額を改定する。 (1) 301会議室 ア 全室 時間区分により 6,380円 → 6,690円 ～17,170円 → ～18,000円 イ 半室 時間区分により 3,130円 → 3,280円 ～ 8,580円 → ～ 9,000円 (2) 302会議室 時間区分により 720円 → 750円 ～1,880円 → ～ 1,970円 (3) 401会議室 時間区分により 3,760円 → 3,940円 ～10,360円 → ～10,800円 (4) 701会議室 時間区分により 720円 → 750円 ～1,880円 → ～ 1,970円 (5) 702会議室、703会議室及び704会議室 時間区分により 1,250円 → 1,310円 ～3,350円 → ～ 3,510円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(6) 705会議室及び706会議室 時間区分により 1,770円 → 1,850円 ～4,700円 → ～4,930円 (7) 707会議室及び708会議室 時間区分により 1,250円 → 1,310円 ～3,350円 → ～3,510円 2 次の設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) プロジェクター 1 式 1 回につき 940円 → 970円 (2) 音響装置 1 式 1 回につき 200円 → 210円 (3) 簡易ステージ 1 式 1 回につき 300円 → 310円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
50	社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	地域福祉課	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、女性自立支援施設の職員配置の基準を改めるものである。 【主な内容】 女性自立支援施設の職員配置の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
51	岡山県子ども食堂応援基金条例	子ども家庭課	子どもの貧困対策に取り組む子ども食堂の運営を支援することにより、子どもの貧困の解消に寄与し、もって子どもの健やかな成長に資するため、岡山県子ども食堂応援基金を設置するものである。 【主な内容】 岡山県子ども食堂応援基金を設置する。 (施行期日 条例の公布の日)
52	児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例	子ども家庭課	児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定めるものである。 【主な内容】 一時保護施設の設備及び運営の基準について、内閣府令と同一の基準を定めることとする。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
53	岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例	企業誘致・投資促進課	岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、展示場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 次の展示場の利用料金の基準額を改定する。 (1) 大展示場 1 時間につき 58,550円 → 60,420円 (2) 中展示場

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 時間につき 39,720円 → 40,990円 (3) 小展示場 1 時間につき 29,810円 → 30,760円 (4) 屋外展示場 1 時間につき 9,140円 → 9,430円 2 次の展示場の附属設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 冷暖房設備 ア 大展示場 1 時間につき 24,800円 → 25,590円 イ 中展示場 1 時間につき 16,850円 → 17,380円 ウ 小展示場 1 時間につき 9,240円 → 9,530円 (2) 水道設備 利用量 1 m³につき 470円 → 480円 3 次の会議室等利用料金の基準額を改定する。 (1) 国際会議場 1 時間につき 10,100円 → 10,420円 (2) バンケットホール 1 時間につき 5,100円 → 5,260円 (3) 中会議室 1 時間につき 2,920円 → 3,010円 (4) 小会議室 1 時間につき 1,500円 → 1,540円 (5) レストラン・売店 1 m² 1 月につき 1,290円 → 1,330円 4 次の設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 同時通訳装置 1 式 1 日につき 32,640円 → 33,680円 (2) 会議進行管理表示装置 1 式 1 日につき 21,760円 → 22,450円 (3) ビデオプロジェクター 1 台 1 日につき 54,410円 → 56,150円 (4) 可動席装置 1 式 1 日につき 54,410円 → 56,150円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
54	岡山県工業振興特別基金条例を廃止する条例	企業誘致・投資促進課	国が県に交付する電力移出県等交付金の見直しに鑑み、岡山県工業振興特別基金を廃止するものである。 【主な内容】 岡山県工業振興特別基金条例を廃止する。 (施行期日 条例の公布の日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
55	岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例	産業振興課	岡山県工業技術センターにおいて行う試験等に係る事務の円滑な遂行を図るため、試料調整に係る前処理手数料の限度額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 試料調整に係る前処理手数料の限度額を改定する。 1 試料につき 4,160円 → 4,290円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
56	岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例	産業振興課	岡山県岡山セラミックスセンターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 次の施設の利用料金の基準額を改定する。 (1) 研究室 (大) 1 室 1 月につき 48,610円 → 50,160円 (2) 研究室 (小) 1 室 1 月につき 41,660円 → 42,990円 (3) セミナー室 1 時間につき 1,910円 → 1,970円 (4) 会議室 1 時間につき 560円 → 580円 (5) セミナー室の冷暖房施設 1 時間につき 260円 → 270円 2 荷重下膨張試験装置の利用料金の基準額を定める。 8 時間につき 56,920円 3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) カーボン分析装置 1 時間につき 3,550円 → 3,660円 (2) 走査型電子顕微鏡 ア 観察に使用するとき 1 時間につき 4,560円 → 4,700円 イ 分析に使用するとき 1 時間につき 9,130円 → 9,420円 (3) 熱分析システム 8 時間につき 13,620円 → 14,050円 (4) 紫外可視分光光度計 1 時間につき 2,040円 → 2,100円 (5) デジタルマイクロスコープ 1 時間につき 2,120円 → 2,180円 (6) 酸素・窒素分析装置 1 時間につき 15,580円 → 16,070円 (7) 蛍光顕微鏡システム 1 時間につき 2,150円 → 2,210円 (8) レーザー顕微鏡

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 時間につき 2,340円 → 2,410円 (9) 蛍光エックス線分析装置 ア 半定量分析に使用するとき 1 時間につき 9,780円 → 10,090円 イ 定量分析に使用するとき 1 時間につき 9,600円 → 9,900円 (10) 示差熱・熱重量同時測定装置 4 時間につき 10,550円 → 10,880円 (11) 水分測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1 時間につき 3,010円 → 3,100円 イ 測定条件が熱間（130度未満）のとき 4 時間につき 10,020円 → 10,340円 ウ 測定条件が熱間（130度以上1,000度以下）のとき 8 時間につき 25,900円 → 26,720円 (12) 超高温微小領域エックス線回折装置 ア 測定条件が室温のとき 1 時間につき 9,740円 → 10,050円 イ 測定条件が熱間のとき 4 時間につき 125,360円 → 129,370円 (13) 微構造連続撮影解析装置 1 時間につき 840円 → 860円 (14) ICP 発光分析装置 1 時間につき 7,860円 → 8,110円 (15) 走査電子顕微鏡分析システム 1 時間につき 10,830円 → 11,170円 (16) 粒度分布測定装置 1 時間につき 2,080円 → 2,140円 (17) 炭素・硫黄分析装置 1 時間につき 4,090円 → 4,220円 (18) 二色式熱画像カメラシステム 1 時間につき 2,190円 → 2,260円 (19) 流動式比表面積自動測定装置 1 時間につき 1,530円 → 1,570円 (20) 熱定数測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1 時間につき 2,930円 → 3,020円 イ 測定条件が熱間のとき 4 時間につき 12,020円 → 12,400円 (21) 万能材料試験機（最大荷重が10トン未満のもの） 1 時間につき 2,630円 → 2,710円 (22) 万能材料試験機（最大荷重が100トン未満のもの） 1 時間につき 1,960円 → 2,020円 (23) 真密度測定装置

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 時間につき 1,190円 → 1,220円 (24) 硬度計 1 時間につき 940円 → 970円 (25) 熱伝導率測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1 時間につき 4,140円 → 4,270円 イ 測定条件が熱間のとき 8 時間につき 18,110円 → 18,680円 (26) 荷重軟化試験機 8 時間につき 26,080円 → 26,910円 (27) 高熱伝導率測定装置 8 時間につき 29,130円 → 30,060円 (28) 電気管状炉 8 時間につき 14,300円 → 14,750円 (29) 熱間圧縮強さ測定装置 8 時間につき 58,330円 → 60,190円 (30) 高温粘性測定装置 8 時間につき 74,310円 → 76,680円 (31) 熱膨張試験装置 8 時間につき 31,490円 → 32,490円 (32) 動弾性率測定装置 1 時間につき 2,260円 → 2,330円 (33) 熱間曲げ試験機 8 時間につき 30,610円 → 31,580円 (34) 細孔分布測定装置 1 時間につき 6,170円 → 6,360円 (35) 熱間クリープ試験装置 8 時間につき 17,170円 → 17,710円 (36) ジョークラッシャー 1 時間につき 480円 → 490円 (37) ボールミル 4 時間につき 770円 → 790円 (38) ダイヤカットマシン 1 時間につき 3,510円 → 3,620円 (39) 小型混練機 1 時間につき 3,390円 → 3,490円 (40) 精密加工機 1 時間につき 1,920円 → 1,980円 (41) 多目的高温炉 8 時間につき 48,540円 → 50,090円 (42) 粉砕機 1 時間につき 590円 → 600円 (43) 精密平面研削盤 1 時間につき 4,400円 → 4,540円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(44) 前扉式高温電気炉 8 時間につき 16,830円 → 17,360円 (45) 炉床昇降式高温炉 8 時間につき 14,770円 → 15,240円 (46) 小型試料切断機 1 時間につき 1,800円 → 1,850円 (47) 冷間等方圧プレス 1 時間につき 2,390円 → 2,460円 (48) 測定器、記録計、前処理機その他の計測機器 1 台 1 時間につき 780円 → 800円 4 設備のうち、ヘンセルミキサーを廃止する。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
57	岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例	産業振興課	岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 次の施設の利用料金の基準額を改定する。 (1) 大会議室 全室 1 時間につき 6,590円 → 6,800円 大室 1 時間につき 3,930円 → 4,050円 小室 1 時間につき 2,540円 → 2,620円 (2) 中会議室 全室 1 時間につき 2,860円 → 2,950円 半室 1 時間につき 1,480円 → 1,520円 (3) 小会議室 1 時間につき 630円 → 650円 (4) 円卓会議室 1 時間につき 1,270円 → 1,310円 (5) 研修室 1 時間につき 2,010円 → 2,070円 (6) 交流サロン（専用して利用する場合に限る。） 1 時間につき 4,140円 → 4,270円 2 次の設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 液晶プロジェクター（大） 1 式 1 時間につき 230円 → 240円 (2) 液晶プロジェクター（小） 1 式 1 時間につき 170円 → 180円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
58	岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	産業振興課	計量法に基づく特定計量器の検定等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 計量法に基づく計量器の検定、検査等に係る手数料の額を改定する。 1 特定計量器の検定

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 個につき 60円～23,270円にひょう量 に応じた額を加えた額 → 60円～24,040円にひょう量 に応じた額を加えた額 2 特定計量器の装置検査 1 個につき 710円 → 740円 3 特殊容器の製造者の指定 1 件につき 164,200円 → 169,550円 4 特定計量器の定期検査 1 個につき 10円～30,900円にひょう量 → 10円～31,920円にひょう量 に応じた額を加えた額 → に応じた額を加えた額 5 届出製造事業者の指定に係る検査 1 件につき 429,650円 → 443,610円 6 基準器検査 1 個につき 480円～34,230円 → 500円～35,340円 7 計量証明の事業の登録 1 件につき 54,680円 → 56,480円 8 計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付 1 件につき 1,750円 → 1,830円 9 計量証明の事業の登録簿の謄本の交付 1 枚につき 770円 → 800円 10 計量証明の事業の登録簿の閲覧 1 回につき 380円 → 390円 11 計量証明事業者使用の特定計量器の計量証明検査 1 個につき 10円～129,700円 → 10円～134,050円 12 適正計量管理事業所の指定 1 件につき 2,560円 → 2,680円 13 適正計量管理事業所の指定に係る検査 1 件につき 7,580円 → 7,830円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
59	岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例	産業振興課	岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の施設の利用料金の基準額を改定する。 1 研究室（大） 1 室 1 月につき 94,450円 → 97,470円 2 研究室（小） 1 室 1 月につき 47,960円 → 49,490円 3 試作開発室 1 室 1 月につき 187,300円 → 193,290円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
60	岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	労働雇用政策課	職業能力開発校の円滑な管理運営を図るため、短期課程の受講料の額を改めるものである。 【主な内容】 職業能力開発校（一定の短期課程の職業訓練に限る。）の受講料の額を改める。 訓練時間 1 時間につき 250円 → 270円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
61	岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例	農政企画課	岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 次の施設の使用料の額を改定する。 (1) 生物科学研究所の研修室 1 時間につき 1,380円 → 1,400円 (2) 森林研究所の森の館研修室 1 時間につき 680円 → 730円 2 次の手数料の額を改定する。 (1) 畜産研究所の牛の受精卵の雌雄の判別 1 卵につき 9,990円 → 10,150円 (2) 水産研究所の魚病検査 1 件につき 22,170円 → 23,770円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
62	岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例	農 産 課	岡山県立青少年農林文化センター三徳園の円滑な管理運営を図るため、矢野講堂の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 矢野講堂の利用料金の基準額を改定する。 1 時間につき 670円 → 700円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
63	岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	農 産 課 畜 産 課 治 山 課 水 産 課	家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 家畜改良増殖法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 種畜証明書の書換交付 1 件につき 810円 → 860円 (2) 種畜証明書の再交付 1 件につき 810円 → 860円 (3) 家畜人工授精師の免許の申請に対する審査 1 件につき 1,840円 → 1,900円 2 家畜改良増殖法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(1) 家畜人工授精師免許証の書換交付 1 件につき 1,740円 → 1,800円 (2) 家畜人工授精師免許証の再交付 1 件につき 1,740円 → 1,800円 3 家畜改良増殖法施行規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付 1 件につき 1,740円 → 1,800円 (2) 家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 1 件につき 1,740円 → 1,800円 4 家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病の検査のうち、リアルタイムPCR法による検査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 1,430円 → 1,690円 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 29,980円 → 30,600円 (2) 医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,080円 → 12,400円 (3) 医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書に係る事務 ア 身分証明書の交付 1 件につき 7,320円 → 7,480円 イ 身分証明書の書換え交付 1 件につき 2,130円 → 2,200円 ウ 身分証明書の再交付 1 件につき 2,990円 → 3,090円 (4) 高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査 1 件につき 30,400円 → 31,400円 (5) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,300円 → 12,700円 (6) 再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 30,500円 → 31,500円 (7) 再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,300円 → 12,700円 (8) 指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査 1 件につき 7,340円 → 7,590円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(9) 指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験に合格した者とみなされる者の登録の申請に対する審査 1 件につき 7,340円 → 7,590円 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,170円 → 2,240円 (2) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付 1 件につき 2,990円 → 3,090円 7 動物用医薬品等取締規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 販売従事登録証の書換え交付 1 件につき 2,120円 → 2,190円 (2) 販売従事登録証の再交付 1 件につき 3,040円 → 3,140円 8 林業種苗法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 生産事業者の登録の申請に対する審査 1 件につき 6,430円 → 6,500円 (2) 講習会の開催 1 回につき 14,290円 → 14,550円 (3) 生産事業者の登録証の書替交付 1 件につき 3,510円 → 3,650円 (4) 生産事業者の登録証の再交付 1 件につき 3,010円 → 3,170円 (5) 種穂が育種母樹等から採取されたものであること又は苗木が育種母樹等から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査 ア 種穂 1 件につき 36,220円に種子にあつては 36,530円に種子にあつては 1 キログラムにつき5,950 1 キログラムにつき6,120 円、穂木にあつては1万本 → 円、穂木にあつては1万本 につき5,140円を合算した につき5,270円を合算した 額 額

番号	題 名	提 案 課	概 要
			イ 苗木 1 件につき 36,220円に幼苗にあつては 1 万本につき3,640円、幼苗 以外の苗木にあつては1 万 本につき5,740円に証明に 係る事実の確認の回数を乗 じて得た額を合算した額 36,530円に幼苗にあつては 1 万本につき3,730円、幼苗 以外の苗木にあつては1 万 本につき5,740円に証明に 係る事実の確認の回数を乗 じて得た額を合算した額 → 9 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 遊漁船業者の登録の申請に対する審査 1 件につき 28,050円 → 28,550円 (2) 遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査 1 件につき 17,030円 → 17,330円 10 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく次の事務に係る手数料を廃止する。 (1) 農業協同組合等が生産する公定規格が定められている普通肥料の登録の申請に対する審査 (2) 農業協同組合等が生産する公定規格が定められている普通肥料の登録の更新の申請に対する審査 11 家畜伝染病予防法に基づく次の事務に係る手数料を廃止する。 (1) 牛、めん羊又は山羊への気腫疽予防注射 (2) 豚への豚丹毒予防注射 (3) 馬又は豚への流行性脳炎予防注射 (4) 鶏、あひる、七面鳥又はうずらへのニューカッスル病予防注射 (5) 牛の流行性感冒のうちイバラキ病の予防注射 (6) 牛の流行性感冒のうち牛流行熱の予防注射 12 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
64	岡山県営と畜場 条例の一部を改 正する条例	畜 産 課	岡山県営と畜場の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の施設の使用料の額を改定する。 1 豚に係るもの 1 頭につき 670円 → 770円 2 綿羊及びやぎに係るもの 1 頭につき 120円 → 770円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
65	岡山県家畜保健 衛生所条例の一 部を改正する条 例	畜 産 課	家畜の衛生検査に関する業務の円滑な遂行を図るため、当該業務に係る手数料の限度額等を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 家畜の衛生検査に係る手数料の限度額を改定する。 1 検査につき 2,650円 → 2,730円 2 家畜の衛生検査に係る証明書の交付に係る手数料の額を改定する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 通につき 770円 → 870円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
66	岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例	畜 産 課	岡山県営食肉地方卸売市場の円滑な管理運営を図るため、加工施設使用料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 加工施設使用料の額を改定する。 月額 435,170円 → 453,410円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
67	岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例	畜 産 課	家畜改良増殖法に基づく講習会の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、家畜人工授精等講習手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 家畜人工授精等講習手数料の額を改定する。 1 家畜人工授精に関する講習会 1 人につき 18,960円 → 26,750円 (一部科目免除者の場合 1 人につき 7,570円 → 10,520円) 2 家畜体内受精卵移植に関する講習会 1 人につき 25,360円 → 35,180円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
68	岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例	耕 地 課	児島湖面における船舶の放置等を防止することにより、土地改良法により県が管理を委託された児島湾締切堤防その他の児島湖に関連する土地改良施設の管理を適正かつ確実に実施するものである。 【主な内容】 1 目的（第 1 条関係） この条例は、児島湖面における船舶の放置等を防止することにより、土地改良法により県が管理を委託された児島湾締切堤防その他の児島湖に関連する土地改良施設の管理を適正かつ確実に実施することを目的とする。 2 定義（第 2 条関係） この条例において、次の(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。 (1) 児島湖面 岡山県児島湾締切堤防管理条例に規定する児島湾締切堤防から上流の児島湖及び七区貯水池の区域であって、次に掲げる線までの区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により指定された漁港の区域及び港湾法に規定する港湾区域を除く。）内の水面をいう。 ア 岡山市南区当新田の杵地116の 1 番地から岡山市南区藤田679番地まで引いた線 イ 岡山市南区藤田225番地から岡山市南区西高崎72番地まで引いた線

番号	題 名	提 案 課	概 要
			ウ 玉野市東紅陽台二丁目19の229番地から玉野市槌ヶ原3102の2番地まで引いた線 (2) 船舶 貨物又は人を積載し、自航であるかどうかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。 (3) 所有者等 船舶の所有者その他船舶を常時使用する権利を有する者をいう。ただし、これらの者が不明な場合は、当該船舶の占有者をいう。 3 禁止行為（第3条関係） 何人も、児島湖面において、みだりに、船舶（当該船舶の係留の用に供する工作物を含む。6(1)において同じ。）を捨て、又は放置してはならないこととする。 4 監督処分（第4条関係） 知事は、3の規定に違反した者に対し、船舶を移動し、若しくは当該船舶の係留の用に供する工作物を改築し、移転し、若しくは除去するよう警告し、若しくは命じ、又は原状回復を命ずることができることとする。 5 所有者等が不明の場合の措置（第5条関係） (1) 4の規定により船舶の移動を命じようとする場合において、過失がなく当該船舶の移動を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、当該船舶の移動を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該船舶を移動すべき旨及びその期限までに当該船舶を移動しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該船舶を移動する旨を、あらかじめ、告示しなければならないこととする。 (2) 知事は、(1)の規定により船舶を移動し、又は移動させたときは、当該船舶を保管しなければならないこととする。 (3) 知事は、(2)の規定により船舶を保管したときは、当該船舶の所有者等に対し当該船舶を返還するため、規則で定める事項を公示しなければならないこととする。 (4) 知事は、(2)の規定により保管した船舶が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は(3)の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該船舶を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該船舶の価格に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該船舶を売却し、その売却した代金を保管することができることとする。 (5) 知事は、(4)の規定による船舶の売却につき買受人がない場合において、(4)に規定する価額が著しく低いときは、当該船舶を廃棄することができることとする。 (6) (4)の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができることとする。 (7) (1)から(6)までの規定は、4の規定により船舶の係留の用に供する工作物の移転又は除去を命じようとする場合において、過失がな

番号	題 名	提 案 課	概 要
			くて当該工作物の移転又は除去を命ずべき者を確知することができないときについて準用することとする。 6 立入検査等（第 6 条関係） (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、児島湖面にみだりに、捨て、又は放置されている船舶に立ち入り、当該船舶の状況及び所有者等を確認するため必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができることとする。 (2) (1)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととする。 (3) (1)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 7 罰則（第 7 条関係） (1) 3 の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処することとする。 (2) 6 (1)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 6 (1)の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処することとする。 (施行期日 令和 7 年 7 月 1 日)
69	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	農村振興課	農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において引用する農業振興地域の整備に関する法律の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
70	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	農村振興課	農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に鑑み、知事の権限に属する事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務を岡山市、総社市、高梁市及び美作市が処理することとする等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務は、岡山市、総社市、高梁市及び美作市が処理することとする。 2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可（農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等を行う土地（同一の事業の目的に供するため 4 ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について農地法に規定する権利を設定する場合等に限る。）に該当する場合に係るものを除く。）等に関する事務は、各市町村（岡山市、総社市、高梁市及び美作市を除く。）が行うこととする。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
71	岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例	水 産 課	県漁港施設の円滑な管理運営を図るため、小型船舶係留施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 小型船舶係留施設の使用料の額を改定する。 1 プレジャーボート (1) 1 月 1 隻につき ア 簡易型護岸等係留方式 4,260円 → 4,390円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 2,760円 → 2,840円) イ 栈橋係留方式 7,650円 → 7,890円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 5,420円 → 5,590円) (2) 1 年 1 隻につき ア 簡易型護岸等係留方式 42,680円 → 44,040円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 27,740円 → 28,620円) イ 栈橋係留方式 76,700円 → 79,150円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 54,320円 → 56,050円) 2 その他の船舶 (1) 1 月 1 隻につき ア 簡易型護岸等係留方式 9,920円 → 10,230円 イ 栈橋係留方式 15,530円 → 16,020円 (2) 1 年 1 隻につき ア 簡易型護岸等係留方式 99,260円 → 102,430円 イ 栈橋係留方式 155,550円 → 160,520円 (施行期日 令和 7 年 5 月 1 日)
72	岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例	水 産 課	秩序ある水域利用の実現を図るため、漁港区域における船舶係留に係る占用料の額を定めるものである。 【主な内容】 漁港区域における船舶係留に係る占用料の額を定める。 1 平方メートルにつき 1 年 105円 (施行期日 令和 7 年 7 月 1 日)
73	岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例	監 理 課	普通海域の保全及び適正な利用を図るため、普通海域において、みだりに、船舶を捨て、又は放置する行為を規制し、及び当該行為に対し罰則を設ける等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 次の(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。 (1) 船舶 貨物又は人を積載し、自航であるかどうかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(2) 所有者等 船舶の所有者その他船舶を常時使用する権利を有する者をいう。ただし、これらの者が不明な場合は、当該船舶の占有者をいう。 (3) 係留保管 船舶を継続的に又は反復して海面の同一の場所又は近接した場所に係留することをいう。 2 何人も、普通海域において、みだりに、船舶を捨て、又は放置してはならないこととする。 3 係留保管（国又は地方公共団体が係留保管の用に供するために設置した施設に適法に係留保管する場合を除く。）により普通海域を占用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならないこととする。 4 3 の許可を受けた者は、占用の期間が満了したとき等は、遅滞なく、船舶を移動し、普通海域を原状に回復しなければならないこととする。 5 知事は、2 に違反した者に対し、船舶を移動するよう警告し、又は命ずることができ、3 に違反した者に対し、原状回復等を命ずることができることとする。 6 所有者等が不明の場合の措置を次のように定める。 (1) 2 に違反した者に対し、船舶の移動を命じようとする場合において、過失がなくて当該船舶の移動を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、当該船舶の移動を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができることとする。この場合においては、相当の期限を定めて、当該船舶を移動すべき旨及びその期限までに当該船舶を移動しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該船舶を移動する旨を、あらかじめ、告示しなければならないこととする。 (2) 知事は、(1)により船舶を移動し、又は移動させたときは、当該船舶を保管しなければならないこととする。 (3) 知事は、(2)により船舶を保管したときは、当該船舶の所有者等に対し当該船舶を返還するため、規則で定める事項を公示しなければならないこととする。 (4) 知事は、(2)により保管した船舶が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は(3)による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該船舶を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該船舶の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該船舶を売却し、その売却した代金を保管することができることとする。 (5) 知事は、(4)による船舶の売却につき買受人がない場合において、(4)に規定する価額が著しく低いときは、当該船舶を廃棄することができることとする。 (6) (4)により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができることとする。 7 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に普通海域にみだりに、捨て、又は放置されている船舶（以下「放置等船舶」

番号	題 名	提 案 課	概 要
			という。)に立ち入り、放置等船舶の状況等进行检查させ、放置等船舶の所有者等を確認させ、又は関係者に質問させることができることとする。 8 2又は3に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとする。 9 係留保管に係る占用料の額を定める。 占用面積1平方メートルにつき1年 60円 (船舶と一体として占用する海域の部分を含む。) 10 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和7年7月1日)
74	岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	監 理 課 河 川 課 建築指導課 住 宅 課	建築基準法に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 建築基準法に基づく事務に係る手数料の額を改定するとともに、区分の一部を改める。 (1) 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 床面積の合計の区分等に応じ、 1件につき 6,160円～ 567,490円 →14,870円～ 664,870円 (2) 構造計算適合性判定 床面積の区分に応じ、 ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 1件につき 122,730円～ 417,150円 →126,900円～431,630円 イ その他のもの 1件につき 163,590円～ 732,890円 →169,210円～758,430円 (3) 中間検査を受けていない建築物に関する完了検査の申請及び完了の通知に対する審査 床面積の合計の区分等に応じ、 1件につき 11,280円～ 464,630円 → 15,910円～769,070円 (4) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査の申請及び完了の通知に対する審査 床面積の合計の区分等に応じ、 1件につき 11,280円～ 459,510円 → 15,910円～763,770円 (5) 建築物に関する中間検査の申請に対する審査 床面積の合計の区分に応じ、 1件につき 11,280円～ 407,220円 → 14,850円～421,450円 (6) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 件につき 122,940円 → 127,240円 (7) 道路位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査 開発区域の面積の区分に応じ、 ア 1,000㎡未満のもの 1 件につき 51,230円 → 53,030円 イ 1,000㎡以上3,000㎡未満のもの 1 件につき 87,110円 → 90,170円 (8) 道路に係る図面又は書類の写しの交付 1 件につき 400円 → 410円 (9) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (10) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 34,550円 → 35,710円 (11) 公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 34,550円 → 35,710円 (12) 道路内における建築の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (13) 公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (14) 壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (15) 用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 1 件につき 184,180円 → 190,500円 (16) 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る特例許可の申請に対する審査 1 件につき 119,540円 → 123,700円 (17) 日常生活に必要な建築物で、住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられているものの建築に係る特例許可の申請に対する審査 1 件につき 158,460円 → 163,950円 (18) 特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (19) 建築物の床面積の不算入に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (20) 建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (21) 建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 34,550円 → 35,710円 (22) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1 件につき 34,550円 → 35,710円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(23) 建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (24) 建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (25) 建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (26) 建築物の高さの許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (27) 日影による建築物の高さの許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (28) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (29) 特例容積率の限度の指定の申請に対する審査 特例敷地の数の区分に応じ、 ア 2 である場合 1 件につき 78,430円 → 81,020円 イ 3 以上である場合 1 件につき 78,430円に 2 を超える特例 81,020円に 2 を超える特例 敷地の数に28,000円を乗じ → 敷地の数に28,840円を乗じ て得た額を加算した額 て得た額を加算した額 (30) 特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査 特例敷地の数の区分に応じ、 ア 1 である場合 1 件につき 18,480円 → 18,910円 イ 2 以上である場合 1 件につき 18,480円に 1 を超える特例 18,910円に 1 を超える特例 敷地の数に12,000円を乗じ → 敷地の数に12,240円を乗じ て得た額を加算した額 て得た額を加算した額 (31) 特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (32) 高度利用地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (33) 高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (34) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(35) 景観地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (36) 景観地区内における建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (37) 景観地区内における建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (38) 景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (39) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (40) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (41) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (42) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (43) 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内における建築等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (44) 地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (45) 防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (46) 地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (47) 地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(48) 地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (49) 地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (50) 予定道路に係る建築物の延べ面積に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 169,810円 → 175,640円 (51) 仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 122,940円 → 127,240円 (52) 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 149,800円 → 154,940円 (53) 一団地の 1 又は 2 以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の数の区分に応じ、 ア 2 以下である場合 1 件につき 78,430円 → 81,020円 イ 3 以上である場合 1 件につき 78,430円に 2 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 → 81,020円に 2 を超える建築物の数に28,840円を乗じて得た額を加算した額 (54) 既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物（既存建築物を除く。）の数の区分に応じ、 ア 1 である場合 1 件につき 78,430円 → 81,020円 イ 2 以上である場合 1 件につき 78,430円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 → 81,020円に 1 を超える建築物の数に28,840円を乗じて得た額を加算した額 (55) 一団地の 1 又は 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の数の区分に応じ、 ア 2 以下である場合 1 件につき 239,900円 → 245,980円 イ 3 以上である場合 1 件につき 239,900円に 2 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 → 245,980円に 2 を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(56) 既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物（既存建築物を除く。）の数の区分に応じ、 ア 1 である場合 1 件につき 239,900円 → 245,980円 イ 2 以上である場合 1 件につき 239,900円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 → 245,980円に 1 を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額 (57) 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 新築又は増築等に係る建築物の数の区分に応じ、 ア 1 である場合 1 件につき 78,430円 → 81,020円 イ 2 以上である場合 1 件につき 78,430円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 → 81,020円に 1 を超える建築物の数に28,840円を乗じて得た額を加算した額 (58) 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 新築又は増築等に係る建築物の数の区分に応じ、 ア 1 である場合 1 件につき 239,900円 → 245,980円 イ 2 以上である場合 1 件につき 239,900円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 → 245,980円に 1 を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額 (59) 一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る許可の申請に対する審査 新築又は増築等に係る建築物の数の区分に応じ、 ア 1 である場合 1 件につき 239,900円 → 245,980円 イ 2 以上である場合 1 件につき 239,900円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 → 245,980円に 1 を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(60) 建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 1 件につき 6,540円に現に存する建築物の数に12,050円を乗じて得た額を加算した額 → 6,760円に現に存する建築物の数に12,470円を乗じて得た額を加算した額 (61) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、遮蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (62) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (63) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (64) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (65) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (66) 建築物の用途を変更して興行場等として使用することについての許可の申請に対する審査 1 件につき 122,940円 → 127,240円 (67) 建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することについての許可の申請に対する審査 1 件につき 149,800円 → 154,940円 (68) 建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 ア 建築設備を設置する場合（イの場合を除く。） 1 件につき 12,320円 → 12,750円 （小荷物専用昇降機の場合 6,150円 → 6,360円） イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1 件につき 7,170円 → 7,420円 （小荷物専用昇降機の場合 3,070円 → 3,170円） (69) 建築設備に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する審査 1 件につき 18,450円 → 19,090円 （小荷物専用昇降機の場合 11,290円 → 11,680円） (70) 工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 ア 工作物を築造する場合（イの場合を除く。） 1 件につき 11,280円 → 11,670円 イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1 件につき 6,150円 → 6,360円 (71) 工作物に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する審査

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 件につき 13,350円 → 13,810円 2 建築基準法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 (2) 道路内における建築の制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 → 29,160円 3 建築士法に基づく建築士事務所の登録に係る手数料の額を改定するとともに、建築士事務所の区分を改める。 建築士事務所の区分に応じ 建築士事務所 1 件につき 1 件につき 1 級建築士事務所 16,020円 2 級建築士事務所又は 11,020円 → 26,330円 木造建築士事務所 4 採石法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 採石業者の登録の申請に対する審査 1 件につき 19,050円 → 19,520円 (2) 採取計画の認可の申請に対する審査 1 件につき 55,080円 → 56,390円 (3) 採取計画の変更の認可の申請に対する審査 1 件につき 35,080円 → 35,940円 5 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の免許又は更新の申請に対する審査のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の事務について、手数料の額を定める。 1 件につき 26,500円 6 租税特別措置法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 造成宅地の面積の区分に応じ、 1 件につき 89,150円～ 891,600円 → 91,280円～ 912,940円 (2) 住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 新築住宅等の床面積の合計の区分に応じ、 1 件につき 6,470円～ 59,190円 → 6,690円～ 60,670円 7 租税特別措置法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 特定民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査 1 件につき 33,480円 → 34,630円 (2) 地区外転出事情があることについての認定の申請に対する審査 1 件につき 25,190円 → 26,050円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			8 砂利採取法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 砂利採取業者の登録の申請に対する審査 1 件につき 14,030円 → 14,370円 (2) 業務主任者の認定の申請に対する審査 1 件につき 8,930円 → 9,150円 (3) 業務主任者試験の実施 1 件につき 8,020円 → 8,210円 9 都市計画法に基づく事務に係る手数料の額及び限度額を改定する。 (1) 開発行為の許可の申請に対する審査 ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 開発区域の面積の区分に応じ、 1 件につき 8,900円～ 310,550円 → 9,110円～ 317,980円 イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 開発区域の面積の区分に応じ、 1 件につき 13,010円～ 490,870円 → 13,320円～ 502,260円 ウ ア及びイ以外の開発行為 開発区域の面積の区分に応じ、 1 件につき 89,150円～ 891,600円 → 91,280円～ 912,940円 (2) 開発行為の変更許可の申請に対する審査に係る手数料の限度額 1 件につき 891,600円 → 912,940円 (3) 建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内における建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 47,100円 → 48,240円 (4) 開発許可を受けた土地における建築等の許可の申請に対する審査 1 件につき 27,110円 → 27,800円 (5) 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の申請に対する審査 敷地の面積の区分に応じ、 1 件につき 7,120円～99,430円 → 7,300円～ 101,990円 (6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 承認申請をする者が行おうとする開発行為の区分に応じ、 1 件につき ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のもの 1,800円 → 1,840円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 2,800円 → 2,860円 ウ ア及びイ以外開発行為 18,020円 → 18,440円 (7) 開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき 480円 → 490円 10 浄化槽法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査 1件につき 33,880円 → 35,070円 (2) 浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査 1件につき 27,030円 → 27,610円 (3) 浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき 700円 → 710円 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 解体工事業者の登録の申請に対する審査 1件につき 33,050円 → 33,760円 (2) 解体工事業者の更新の登録の申請に対する審査 1件につき 27,030円 → 27,610円 12 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請及びサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 住戸の数の区分に応じ、 1件につき (1) 1戸以上10戸以下のもの 25,700円 → 26,600円 (2) 11戸以上20戸以下のもの 29,800円 → 30,850円 (3) 21戸以上30戸以下のもの 33,900円 → 35,090円 (4) 31戸以上40戸以下のもの 38,010円 → 39,340円 (5) 41戸以上50戸以下のもの 42,110円 → 43,590円 (6) 51戸以上70戸以下のもの 50,320円 → 52,090円 (7) 71戸以上100戸以下のもの 62,630円 → 64,830円 (8) 101戸以上のもの 74,940円 → 77,580円 13 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 169,810円 → 175,640円 14 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 住宅を新築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 ア 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下14において「確認書等」という。）の提出がある場合

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 12,500円 → 12,900円 (イ) 共同住宅等（区分所有住宅を除く。以下14において同じ。） 床面積の合計の区分に応じ、 23,000円～382,100円を当 23,800円～395,500円を当 該認定の申請に係る住戸の → 該認定の申請に係る住戸の 数で除して得た額 数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 23,000円～ 382,100円 → 23,800円～ 395,500円 イ 確認書等のいずれについても提出がない場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 47,300円 → 48,900円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 111,400円～3,518,300円を 115,300円～3,642,400円を 当該認定の申請に係る住戸 → 当該認定の申請に係る住戸 の数で除して得た額 の数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 111,400円～ 3,518,300円 → 115,300円～ 3,642,400円 (2) 住宅を増築し、又は改築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 ア 確認書等の提出がある場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 18,900円 → 19,500円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,600円～573,200円を当 35,800円～593,400円を当 該認定の申請に係る住戸の → 該認定の申請に係る住戸の 数で除して得た額 数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 34,600円～ 573,200円 → 35,800円～ 593,400円 イ 確認書等のいずれについても提出がない場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 71,500円 → 74,000円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 168,400円～5,317,000円を 174,300円～5,504,600円を 当該認定の申請に係る住戸 → 当該認定の申請に係る住戸 の数で除して得た額 の数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅

番号	題 名	提 案 課	概 要
			床面積の合計の区分に応じ、 168,400円～ 5,317,000円 → 174,300円～ 5,504,600円 (3) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 ア 確認書等の提出がある場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 18,900円 → 19,500円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,600円～573,200円を当 35,800円～593,400円を当 該認定の申請に係る住戸の → 該認定の申請に係る住戸の 数で除して得た額 数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 34,600円～ 573,200円 → 35,800円～ 593,400円 イ 確認書等のいずれについても提出がない場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 71,500円 → 74,000円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 168,400円～5,317,000円を 174,300円～5,504,600円を 当該認定の申請に係る住戸 → 当該認定の申請に係る住戸 の数で除して得た額 の数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 168,400円～ 5,317,000円 → 174,300円～ 5,504,600円 (4) 住宅を新築する際に認定を受けた認定長期優良住宅建築等計画の 変更の認定の申請に対する審査 ア 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であ ることとする基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変 更について、確認書等のいずれについても提出がない場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 23,600円 → 24,400円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 111,400円～3,518,300円を 115,300円～3,642,400円を 当該建築物における変更の → 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額 で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 111,400円～ 3,518,300円 → 115,300円～ 3,642,400円 イ その他の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 6,200円 → 6,400円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 23,000円～382,100円に 2 分の 1 を乗じて得た額 を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 → 23,800円～395,500円に 2 分の 1 を乗じて得た額 を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 23,000円～382,100円に 2 分の 1 を乗じて得た額 → 23,800円～395,500円に 2 分の 1 を乗じて得た額 (5) 住宅を新築する際に認定を受けたものの以外の認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 ア 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることとする基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 35,700円 → 36,900円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 168,400円～5,317,000円を 当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 → 174,300円～5,504,600円を 当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 168,400円～ 5,317,000円 → 174,300円～ 5,504,600円 イ その他の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 9,400円 → 9,700円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,600円～573,200円に 2 分の 1 を乗じて得た額 → 35,800円～593,400円に 2 分の 1 を乗じて得た額 を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 → 35,800円～593,400円に 2 分の 1 を乗じて得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 34,600円～573,200円に 2 分の 1 を乗じて得た額 → 35,800円～593,400円に 2 分の 1 を乗じて得た額 (6) 認定長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 ア 住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることとする基準に係る部分の認定長期優良住宅維持保全計画の変更について、確認

番号	題 名	提 案 課	概 要
			書等のいずれについても提出がない場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 35,700円 → 36,900円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 168,400円～5,317,000円を 174,300円～5,504,600円を 当該建築物における変更の 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 → 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額 で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 168,400円～5,317,000円 → 174,300円～5,504,600円 イ その他の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 9,400円 → 9,700円 (イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,600円～573,200円に 35,800円～593,400円に 2 分の 1 を乗じて得た額 2 分の 1 を乗じて得た額 を当該建築物における変 → を当該建築物における変 更の認定の申請に係る住 更の認定の申請に係る住 戸の数で除して得た額 戸の数で除して得た額 (ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 34,600円～573,200円に 35,800円～593,400円に 2 分の 1 を乗じて得た額 → 2 分の 1 を乗じて得た額 (7) 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 1 件につき 6,200円 → 6,400円 (8) 計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1 件につき 6,200円 → 6,400円 (9) 容積率の特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 167,580円 → 175,640円 15 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関。以下同じ。）が交付する適合証等の提出がある場合 ア 一戸建ての住宅 1 件につき 4,600円 → 4,760円 イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分（人の居住のみの用に供するものに限る。以下15において同じ。）がある場合

番号	題 名	提 案 課	概 要
			戸数等の区分に応じ、 13,900円～ 371,160円 → 14,380円～ 384,250円 (イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 4,600円～ 170,750円 → 4,760円～ 176,770円 ウ 複合建築物の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 23,200円～ 571,570円 → 24,000円～ 591,730円 (イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 13,900円～ 371,160円 → 14,380円～ 384,250円 エ 複合建築物の非居住部分以外の部分 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 13,900円～ 371,160円 → 14,380円～ 384,250円 (イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 4,600円～ 170,750円 → 4,760円～ 176,770円 オ 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 9,300円～ 200,410円 → 9,620円～ 207,480円 カ 非住宅建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 9,300円～ 200,410円 → 9,620円～ 207,480円 (2) その他の場合 ア 一戸建ての住宅 1 件につき 34,040円 → 35,240円 イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 142,410円～1,086,930円 → 147,430円～ 1,125,290円 (イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 34,040円～ 585,900円 → 35,240円～ 606,580円 ウ 複合建築物の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 382,690円～1,988,790円 → 396,190円～ 2,058,980円 (イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 274,320円～1,487,760円 → 284,000円～ 1,540,270円 エ 複合建築物の非居住部分以外の部分 (ア) 共用部分がある場合

番号	題 名	提 案 課	概 要
			戸数等の区分に応じ、 142,410円～1,086,930円 → 147,430円～ 1,125,290円 (イ) 共有部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 34,040円～ 585,900円 → 35,240円～ 606,580円 オ 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 240,280円～ 901,860円 → 248,760円～ 933,690円 カ 非住宅建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 240,280円～ 901,860円 → 248,760円～ 933,690円 16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定するとともに、建築物の区分を改める。 (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査 床面積の合計の区分等に応じ、 1 件につき 27,490円～ 909,080円 → 18,300円～ 1,484,910円 (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証等の提出がある場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 4,880円 → 5,050円 (イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 9,860円～ 84,790円 → 10,200円～ 87,780円 (ウ) 非住宅建築物 床面積の合計の区分に応じ、 9,860円～ 211,470円 → 10,200円～ 218,930円 (エ) 複合建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 19,720円～ 296,260円 → 20,400円～ 306,710円 (オ) 複合建築物の非居住部分以外の部分 床面積の合計の区分に応じ、 9,860円～ 84,790円 → 10,200円～ 87,780円 (カ) 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 9,860円～ 211,470円 → 10,200円～ 218,930円 イ その他の場合 (ア) 非住宅建築物 床面積の合計の区分に応じ、 91,800円～ 921,130円 → 95,040円～ 953,640円 (イ) 複合建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 126,360円～1,216,980円 → 129,600円～1,249,490円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(ウ) 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 91,800円～ 921,130円 → 95,040円～ 953,640円 (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に用いる基準のうち、 モデル住宅法及びフロア入力法を仕様・計算併用法に改める。 17 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物 エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 に係る手数料を廃止する。 18 岡山県土木関係手数料徴収条例において引用する建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に関する法律の条項の移動のあった部分につい て、規定の整備を行う。 19 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例附則第 6 項の規定によ りなおその効力を有するものとされた同条例第 5 条の規定による改正 前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の 宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料の額及び限度額を改定す る。 (1) 宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査 切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、 1 件につき 12,170円～ 436,720円 → 12,580円～ 451,740円 (2) 宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る手数 料の限度額 1 件につき 436,720円 → 451,740円 20 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
75	岡山県港湾施設 管理及び利用条 例の一部を改正 する条例	港 湾 課	県の管理する港湾施設の円滑な管理運営を図るため、港湾施設使用料 の額を改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 港湾施設の使用料の区分及び額並びに利用料金の区分及び基準額を 改定する。 (1) 係留施設のうち定期船に係るもの ア 可動橋 1 係留総トン数 1 トンにつき 24 時間までごとに 2 円 55 銭 → 2 円 69 銭 イ その他 1 係留総トン数 1 トンにつき 24 時間までごとに 2 円 20 銭 → 2 円 36 銭 (2) ビジターバース 1 係留 1 隻につき 24 時間までごとに

番号	題 名	提 案 課	概 要
			ア 全長が 9 メートル以上15メートル未満のもの 2,200円 → 2,300円 全長が15メートル以上 21メートル未満のもの 2,600円 全長が21メートル以上 27メートル未満のもの 3,700円 全長が27メートル以上 30メートル未満のもの 4,800円 イ 全長が15メートル以上のもの 2,500円 → 全長が30メートル以上 36メートル未満のもの 7,200円 全長が36メートル以上 42メートル未満のもの 14,400円 全長が42メートル以上 のもの 21,600円 (3) 小型船舶係留施設 ア プレジャーボート (7) 1 月 1 隻につき 簡易型護岸等係留方式 4,260円 → 4,390円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 2,760円 → 2,840円) 護岸等係留方式 5,640円 → 5,820円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 3,820円 → 3,940円) 簡易型栈橋係留方式 6,270円 → 6,470円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 4,350円 → 4,480円) 栈橋係留方式 7,650円 → 7,890円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 5,420円 → 5,590円) (イ) 1 年 1 隻につき 簡易型護岸等係留方式 42,680円 → 44,040円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 27,740円 → 28,620円) 護岸等係留方式 56,450円 → 58,250円 (全長が 6 m 未満のもので、船室等を設けないもの 38,340円 → 39,560円) 簡易型栈橋係留方式 62,850円 → 64,860円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 43,680円 → 45,070円) 栈橋係留方式 76,700円 → 79,150円 (全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 54,320円 → 56,050円) イ その他の船舶 (7) 1 月 1 隻につき 簡易型護岸等係留方式 9,920円 → 10,230円 護岸等係留方式 11,390円 → 11,750円 簡易型栈橋係留方式 14,050円 → 14,490円 栈橋係留方式 15,530円 → 16,020円 (イ) 1 年 1 隻につき 簡易型護岸等係留方式 99,260円 → 102,430円 護岸等係留方式 113,980円 → 117,620円 簡易型栈橋係留方式 140,630円 → 145,130円 栈橋係留方式 155,550円 → 160,520円 2 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 5 月 1 日)
76	岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例	港 湾 課	岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の施設等の利用料金の基準額を改定する。 1 保管施設 (1) ディンギーヨット ア 1 隻 1 日につき 420円～ 640円 → 430円～ 660円 イ 1 隻 1 月につき 6,270円～ 8,720円 → 6,470円～ 8,990円 ウ 1 隻 1 年につき 38,130円～63,590円 →39,350円～65,620円 (2) クルーザーヨット (陸置き) ア 1 隻 1 月につき 全長が10m未満のもの 22,150円～59,210円 →22,850円～61,100円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			全長が10m以上のもの 59,210円に10mを超え 61,100円に10mを超え る1mにつき12,230円 → る1mにつき12,620円 を加算した額 を加算した額 イ 1隻1年につき 全長が10m未満のもの 221,600円～ 592,370円 → 228,690円～ 611,320円 全長が10m以上のもの 592,370円に10mを超え 611,320円に10mを超え る1mにつき122,510円 → る1mにつき126,430円 を加算した額 を加算した額 (3) クルーザーヨット（海置き） ア 1隻1日につき 2,380円～ 4,800円 → 2,450円～ 4,950円 イ 1隻1月につき 全長が10m未満のもの 27,050円～65,400円 →27,910円～67,490円 全長が10m以上のもの 65,400円に10mを超え 67,490円に10mを超え る1mにつき13,420円 → る1mにつき13,840円 を加算した額 を加算した額 ウ 1隻1年につき 全長が10m未満のもの 270,600円～ 654,160円 → 279,250円～ 675,090円 全長が10m以上のもの 654,160円に10mを超え 675,090円に10mを超え る1mにつき134,240円 → る1mにつき138,530円 を加算した額 を加算した額 2 研修施設 (1) 一般利用 時間区分により 小研修室 1,500円～ 2,510円 → 1,540円～ 2,590円 大研修室 3,160円～ 3,800円 → 3,260円～ 3,920円 (2) 宿泊利用 1人1泊につき 2,510円 → 2,590円 (3) 宿泊利用の冷暖房設備 1人1泊につき 300円 → 310円 3 昇降施設 1隻1昇降につき 3,620円～ 6,060円 → 3,730円～ 6,250円 4 修理施設 1隻1日につき 710円 → 730円 5 クラブハウス (1) 会議室A 1時間につき 1,410円 → 1,450円 (2) 会議室B 1時間につき 490円 → 500円 (3) 会議室C ア 全室1時間につき 900円 → 920円 イ 半室1時間につき 430円 → 450円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			6 保管庫 (1) 保管庫A ア 1日につき 640円 → 660円 イ 1月につき 8,720円 → 8,990円 ウ 1年につき 87,340円 → 90,130円 (2) 保管庫B ア 1日につき 520円 → 540円 イ 1月につき 6,980円 → 7,200円 ウ 1年につき 69,870円 → 72,100円 7 設備 洗濯機 1回につき 210円 → 220円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
77	岡山県港湾区域 占用料等徴収条 例の一部を改正 する条例	港 湾 課	秩序ある水域利用の実現を図るため、港湾区域における船舶係留に係る占用料の額を定めるものである。 【主な内容】 港湾区域における船舶係留に係る占用料の額を定める。 1平方メートルにつき1年 105円 (施行期日 令和 7 年 7 月 1 日)
78	岡山県屋外広告 物条例の一部を 改正する条例	都市計画課	屋外広告物の表示の許可等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 許可手数料の額を改定する。 (1) はり紙及びはり札等 100枚までごとに 410円 → 420円 (2) 立看板等 1基につき 410円 → 420円 (3) 広告旗、広告板（ネオン及び電光によるものを含む。）及びタンク類 ア 表示面積1㎡以上3㎡未満のもの 1基につき 800円 → 810円 イ 表示面積3㎡以上5㎡未満のもの 1基につき 1,150円 → 1,170円 ウ 表示面積5㎡以上8㎡未満のもの 1基につき 1,450円 → 1,480円 エ 表示面積8㎡以上10㎡未満のもの 1基につき 1,750円 → 1,780円 オ 表示面積10㎡以上のもの 1,750円に10㎡超え 1,780円に10㎡超え る部分が1㎡に達す る部分が1㎡に達す るまでごとに100円 → るまでごとに100円 を加算した額 を加算した額 (4) アドバルーンその他これに類するもの

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 個につき 1,350円 → 1,370円 (5) アーチ 1 基につき 2,700円 → 2,750円 (6) 広告網その他これに類するもの 1 個につき 700円 → 710円 2 講習手数料の額を改定する。 1 人につき 3,660円 → 3,780円 3 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
79	岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例	都市計画課	県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、後楽園の施設使用料の額等を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 公園管理者以外の者が倉敷スポーツ公園に公園施設を設置する場合の利用料金の基準額を改定する。 (1) 売店 1 m² 1 年につき 6,270円 → 6,470円 (2) 自動販売機 1 台 1 月につき 21,720円 → 22,410円 2 公園管理者以外の者が次の都市公園の公園施設を管理する場合の使用料の額等を改定する。 (1) 後楽園 ア 福田茶屋 1 月につき 27,300円 → 28,170円 イ 漣茶屋 1 月につき 27,300円 → 28,170円 ウ 観射亭 1 月につき 88,180円 → 91,000円 エ 外苑館売店 1 月につき 226,470円 → 233,710円 オ 外苑館食堂 1 月につき 451,090円 → 465,520円 カ タクシー駐車場 1 m² 1 年につき 10,300円 → 10,620円 (2) 総合グラウンド 総合グラウンドクラブ食堂 1 年につき 411,240円 → 424,390円 3 後楽園において次の行為を行う場合の使用料の額を改定する。 (1) 物品の販売及びこれに類する行為 1 日につき 480円 → 500円 (2) 業として行う写真の撮影 1 台 1 年につき 14,790円 → 15,260円 1 台 1 日につき 480円 → 500円 (3) 業として行う映画の撮影 1 日につき 14,790円 → 15,260円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			4 総合グラウンドの次の施設において物品の販売及びこれに類する行為を行う場合の使用料の額を改定する。 (1) 陸上競技場 1 日につき 31,950円以下 → 32,970円以下 (2) 補助陸上競技場 1 日につき 31,950円以下 → 32,970円以下 (3) 野球場 1 日につき 31,950円以下 → 32,970円以下 (4) 体育館 1 年につき 426,150円以上 → 439,780円以上 852,320円以下 → 879,590円以下 1 日につき 31,950円以下 → 32,970円以下 (5) 庭球場 1 日につき 6,380円以下 → 6,580円以下 (6) 水泳場 1 年につき 63,910円以上 → 65,950円以上 127,830円以下 → 131,920円以下 (7) その他の施設 1 年につき 213,070円以上 → 219,880円以上 426,150円以下 → 439,780円以下 1 日につき 8,510円以下 → 8,780円以下 5 後樂園の次の施設の使用料の額を改定する。 (1) 一般建物 ア 簾池軒 1 時間につき 700円 → 720円 イ 流店 1 時間につき 640円 → 660円 ウ 島茶屋 1 時間につき 640円 → 660円 エ 新殿 1 時間につき 570円 → 590円 オ 観騎亭 1 時間につき 640円 → 660円 カ 寒翠 1 時間につき 300円 → 310円 キ 茂松庵 1 時間につき 1,170円 → 1,200円 ク 茶祖堂 1 時間につき 2,420円 → 2,490円 ケ 能舞台 1 日につき 4,440円 → 4,580円 又は9,000円 → 又は9,280円 (2) 鶴鳴館 ア 和室 1 時間につき 740円以下で部屋ごと 760円以下で部屋ごと に知事が定める額 に知事が定める額 又は1,110円以下で部 → 又は1,140円以下で部 屋ごとに知事が定め 屋ごとに知事が定め る額 る額 イ 全館 3 時間まで 12,030円 → 12,410円 又は18,050円 → 又は18,620円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			3 時間を超える時間につき 1 時間ごとに 3, 210円 → 3, 310円 又は 4, 820円 → 又は 4, 970円 (3) 鶴鳴館本館 ア 和室 1 時間につき 740円以下で部屋ごと → 760円以下で部屋ごと に知事が定める額 → に知事が定める額 イ 全館 3 時間まで 9, 000円 → 9, 280円 3 時間を超える時間につき 1 時間ごとに 2, 420円 → 2, 490円 ウ 配膳室 1 時間につき 300円 → 310円 エ 調理室 1 時間につき 640円 → 660円 (4) 栄唱墨流し ア 栄唱の間 3 時間まで 10, 460円 → 10, 790円 3 時間を超える時間につき 1 時間ごとに 2, 740円 → 2, 820円 イ 方竹の間 3 時間まで 1, 630円 → 1, 680円 3 時間を超える時間につき 1 時間ごとに 440円 → 460円 ウ 墨流しの間 3 時間まで 5, 990円 → 6, 180円 3 時間を超える時間につき 1 時間ごとに 1, 630円 → 1, 680円 6 総合グラウンドの次の施設等の利用料金の基準額を改定する。 (1) 陸上競技場 ア 個人使用料 その他の者 1 人 2 時間につき 200円 → 210円 イ 専用使用料 区分により 3, 180円～ 330, 270円 → 3, 280円～ 340, 830円 ウ トレーニングルーム その他の者 1 人 2 時間につき 200円 → 210円 エ 照明設備使用料 区分により 1 時間につき 5, 840円～ 117, 180円 → 6, 020円～ 120, 920円 (2) 補助陸上競技場 ア 個人使用料 その他の者 1 人 2 時間につき 200円 → 210円 イ 専用使用料 区分により 1, 040円～ 127, 830円 → 1, 070円～ 131, 920円 ウ 照明設備使用料 専用使用

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 時間につき 2,010円 → 2,070円 (3) 野球場 ア 専用使用料 区分により 1,520円～ 207,230円 → 1,560円～ 213,860円 イ 練習使用料 区分により 1,010円～ 20,590円 → 1,040円～ 21,240円 ウ 照明設備使用料 区分により 1 時間につき 5,290円～ 35,020円 → 5,450円～ 36,140円 (4) 体育館 ア 専用使用料 (ア) メインアリーナ 区分により 1,160円～ 966,550円 → 1,190円～ 997,470円 (イ) サブアリーナ 区分により 1,160円～ 241,630円 → 1,190円～ 249,360円 イ メインアリーナ及びサブアリーナの一般使用料 バドミントン バドミントンコート1面1時間につき 840円 → 860円 卓球 卓球台1台1時間につき 410円 → 430円 ウ メインアリーナの冷暖房設備使用料 アリーナ 1 時間につき 10,640円 → 10,980円 2階観客席 1 時間につき 10,640円 → 10,980円 エ 照明設備使用料 (ア) メインアリーナ 区分により 1 時間につき 840円～ 4,770円 → 860円～ 4,920円 (イ) サブアリーナ 1 時間につき 200円 → 210円 (5) 庭球場 ア 南コート及び北コートの一般使用料 日曜日等における使用 1面1時間につき 770円 → 790円 その他の日における使用 1面1時間につき 770円以下で知事が 790円以下で知事が 別に定める額 → 別に定める額 イ 南コート及び北コートの専用使用料 区分により 870円～ 4,000円 → 890円～ 4,120円 ウ 南コート及び北コートの照明設備使用料 1面1時間につき 960円又は990円 → 990円又は1,020円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(6) 水泳場 ア 専用使用料 区分により 1,800円～10,290円 → 1,850円～10,610円 イ 個人使用料 その他の者 1人2時間まで 240円 → 250円 (7) 弓道場 専用使用料 区分により 640円～ 3,930円 → 660円～ 4,050円 (8) 総合グラウンドクラブ ア 第一研修室 供用目的の使用 1時間につき 790円 → 810円 供用目的以外の使用 1時間につき 2,380円 → 2,450円 イ 第二研修室 供用目的の使用 1時間につき 480円 → 500円 供用目的以外の使用 1時間につき 1,480円 → 1,520円 (9) 駐車場 大型車 1回につき 630円 → 650円 (10) 設備等 ア 報道用放送室 1室1日につき 5,240円 → 5,400円 イ スコアボード 1日につき 4,490円 → 4,630円 ウ 収納舞台及び収納式観客席 1日につき 12,770円 → 13,170円 エ 放送設備 1式1日につき 4,490円 → 4,630円 又は5,310円 → 又は5,470円 オ 会議室 1室1時間につき 500円 → 520円 又は520円 → 又は540円 カ 来賓室 1室1時間につき 520円 → 540円 キ 控室 1室1時間につき 520円 → 540円 ク 湯沸し室 1室1日につき 880円 → 900円 ケ 大型映像装置 1式1時間につき 5,310円 → 5,470円 又は53,260円 → 又は54,960円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			7 倉敷スポーツ公園の次の施設等の利用料金の基準額を改定する。 (1) 野球場 ア グラウンド 区分により 1,390円～ 218,850円 → 1,430円～ 225,850円 イ 武道場 区分により 860円～ 68,920円 → 880円～ 71,120円 ウ エアロビクススタジオ 区分により 1,730円～ 13,650円 → 1,780円～ 14,080円 エ その他の施設 (ア) スカッシュコート 1面1時間につき 760円 → 780円 (イ) トレーニングジム 1人1回につき 420円 → 430円 オ 附属設備及び器具 (ア) 照明設備 1時間につき 37,730円 → 38,930円 又は188,750円 → 又は194,790円 (イ) スコアボード 1時間につき 4,130円 → 4,260円 (ウ) 報道用放送室 1室1日につき 5,900円 → 6,080円 (エ) 放送設備 1式1日につき 5,010円 → 5,170円 (オ) 室内練習場 1時間につき 1,620円 → 1,670円 (カ) トレーニングルーム 1室1時間につき 1,620円 → 1,670円 (キ) 大会関係者室 1室1時間につき 650円 → 670円 (ク) 発券所 1時間につき 640円 → 660円 (ケ) 更衣室A 1室1日につき 2,200円 → 2,270円 (コ) 会議室 1室1時間につき 650円 → 670円 (サ) 冷暖房設備（武道場） 1時間につき 520円 → 540円 (シ) ピッチングマシン 1台1時間につき 420円 → 430円 (ス) バッティングケージ 1台1日につき 2,160円 → 2,220円 (セ) 防球ネット 1台1日につき 320円 → 330円 (ソ) 扇風機

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 台 1 日につき 320円 → 330円 (タ) ストーブ 1 台 1 日につき 320円 → 330円 (チ) プロテクター 1 個 1 日につき 440円 → 460円 (ツ) マスク 1 個 1 日につき 150円 → 160円 (テ) レガース 1 組 1 日につき 150円 → 160円 (ト) スカッシュラケット (ボール付き) 1 本 1 回につき 440円 → 460円 (ナ) ソフトボール用ベース 1 組 1 日につき 790円 → 810円 (2) 補助野球場 ア グラウンド 区分により 960円～ 155,370円 → 990円～ 160,340円 イ 附属設備 (ア) 照明設備 1 時間につき 7,530円又は37,730円 → 7,770円又は38,930円 (イ) スコアボード 1 時間につき 640円 → 660円 (ウ) 放送設備 1 式 1 日につき 640円 → 660円 (エ) 大会関係者室 1 室 1 時間につき 650円 → 670円 (オ) 更衣室 1 室 1 日につき 770円 → 790円 (3) 投球練習場 区分により 100円～ 21,860円 → 100円～ 22,550円 (4) テニスコート ア テニスコート 日曜日等における使用 1 面 1 時間につき 770円 → 790円 その他の日における使用 1 面 1 時間につき 770円以下で知事が 別に定める額 → 790円以下で知事が 別に定める額 イ 照明設備 1 面 1 時間につき 420円 → 430円 (5) 多目的広場 区分により 1,290円～ 135,670円 → 1,330円～140,010円 (6) 研修棟 1 時間につき 640円又は1,290円 → 660円又は1,330円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
80	岡山県営住宅条例の一部を改正する条例	住 宅 課	子育て世帯に対する住宅支援の強化を図るため、収入が214,000円を超えない者に係る県営住宅の入居者資格の条件のうち、同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合を、同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合に改めるものである。 【主な内容】 収入が214,000円を超えない者に係る県営住宅の入居者資格の条件のうち、同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合を、同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合に改める。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
81	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	住 宅 課	県営住宅笠岡団地を笠岡市に譲渡することに伴い、知事の権限に属する岡山県営住宅条例に基づく事務を処理することとしている市町村から同市を除くものである。 【主な内容】 知事の権限に属する岡山県営住宅条例に基づく入居者の決定等に関する事務を処理することとしている市町村から笠岡市を除くこととする。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
82	岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例	教育委員会	岡山県立学校の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 次の施設の使用料の額を改定する。 (1) 運動場 時間区分により 4,440円又は6,740円 → 4,580円又は6,950円 (2) 球技コート 1面1日につき 1,050円 → 1,080円 (3) 講堂、体育館又は格技場 床面積及び時間区分により 3,180円～8,570円 → 3,280円～8,840円 (4) その他の室 1室1日につき 320円 → 330円 2 次の施設の設備の使用料の限度額を改定する。 (1) 運動場 1時間につき 1,240円 → 1,270円 (2) 球技コート 1時間につき 300円 → 310円 (3) 体育館 設備及び時間区分により 2,420円～20,710円 → 2,490円～21,370円 (4) 格技場 1時間につき 700円又は850円 → 720円又は870円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)

番号	題 名	提 案 課	概 要
83	岡山県渋川青年の家条例の一部を改正する条例	教育委員会	岡山県渋川青年の家の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 研修等の目的に利用する場合における施設の一般利用者の利用料金の基準額を改定する。 1 人 1 日 410円 → 420円 1 人半日（4 時間未満） 190円 → 200円 2 研修等の目的以外の目的に利用する場合における次の施設及び冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 第 1 研修室及び第 2 研修室 時間区分により 1,160円 → 1,190円 ~4,660円 → ~4,800円 (2) 第 3 研修室 時間区分により 410円 → 420円 ~1,650円 → ~1,700円 (3) 1－A 研修室 時間区分により 180円 → 190円 ~760円 → ~780円 (4) 3－D 研修室及び 3－E 研修室 時間区分により 1,480円 → 1,520円 ~5,960円 → ~6,150円 (5) ラウンジ 時間区分により 950円 → 980円 ~3,880円 → ~4,000円 (6) 体育館 時間区分により 15,240円 → 15,720円 ~61,030円 → ~62,980円 (7) 第 1 研修室及び第 2 研修室の冷暖房設備 1 時間につき 220円 → 230円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
84	岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例	教育委員会	岡山県青少年教育センター閑谷学校の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 研修等の目的に利用する場合における屋内施設（少年自然の家）（屋外施設を併用する場合を含む。）の一般利用者の利用料金の基準額を改定する。 1 人 1 日 410円 → 420円 1 人半日（4 時間未満） 190円 → 200円 2 研修等の目的以外の目的に利用する場合における次の施設の利用料金の基準額を改定する。 (1) 第 1 研修室 時間区分により 1,800円 → 1,850円 ~7,250円 → ~7,480円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(2) 第 2 研修室、第 3 研修室及び第 4 研修室 時間区分により 980円 → 1,010円 ～4,010円 → ～4,130円 (3) 第 5 研修室 時間区分により 800円 → 820円 ～3,230円 → ～3,330円 (4) 会議室 時間区分により 1,040円 → 1,070円 ～4,260円 → ～4,390円 (5) 視聴覚室 時間区分により 1,800円 → 1,850円 ～7,250円 → ～7,480円 (6) プレイホール 時間区分により 6,480円 → 6,680円 ～25,960円 → ～26,790円 3 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 第 1 研修室 1 時間につき 330円 → 340円 (2) 第 2 研修室、第 3 研修室及び第 4 研修室 1 時間につき 180円 → 190円 (3) 会議室 1 時間につき 190円 → 200円 (4) 視聴覚室 1 時間につき 330円 → 340円 (5) プレイホール 1 時間につき 1,240円 → 1,270円 4 一般利用者（学齢未満の者を除く。）の特別史跡入場料の基準額を改定する。 1 人 1 回につき 300円 → 310円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
85	岡山県立博物館 条例の一部を改 正する条例	教育委員会	岡山県立博物館の円滑な管理運営を図るため、入館料の額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 入館料の額を改定する。 (1) 65歳未満の者（高校生以下の者を除く。） 1 人 1 回につき 250円 → 260円 (後樂園等との共通入館券による場合及び30人以上の団体の場合 200円 → 210円) (2) 65歳以上の者 1 人 1 回につき 120円 → 130円 2 講堂の施設使用料の額を改定する。 午前 9 時から正午まで 3,110円 → 3,200円

番号	題 名	提 案 課	概 要
			午後 1 時から午後 5 時まで 4,420円 → 4,560円 3 午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの時間帯の利用に併せて、正午から午後 1 時までの時間帯に講堂を利用する場合における当該時間帯に係る使用料は、午後 1 時から午後 5 時までの時間帯の利用に係る使用料の額に 4 分の 1 を乗じて得た額とする。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
86	岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例	教育委員会	岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、小研修室の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 小研修室の利用料金の基準額を定める。 時間区分により 1,230円～ 5,120円 2 次の施設の利用料金の基準額を改定する。 (1) 視聴覚室 時間区分により 5,590円～22,250円 → 5,760円～ 22,960円 (2) 大研修室、中研修室、洋研修室及び和研修室 時間区分により 600円～20,760円 → 610円～ 21,420円 (3) ミーティング室 1～6 時間区分により 420円～ 4,370円 → 440円～ 4,500円 (4) 美術教室、木工教室、陶芸教室及び書道教室 時間区分により 790円～11,600円 → 810円～ 11,970円 (5) ボランティア室 時間区分により 730円～ 2,970円 → 750円～ 3,060円 (6) スタジオ 時間区分により 2,110円～ 8,740円 → 2,170円～ 9,010円 (7) 試写室 時間区分により 1,390円～ 5,680円 → 1,430円～ 5,860円 (8) サイエンスドーム ア 投影装置を使用する場合 時間区分により 52,000円～ 208,120円 →53,660円～214,770円 イ 投影装置を使用しない場合 時間区分により 9,010円～36,140円 → 9,290円～ 37,290円 (9) 科学体験・学習広場 時間区分により 5,870円～23,560円 → 6,050円～ 24,310円 (10)企画展示室 時間区分により 2,130円～ 8,630円 → 2,190円～ 8,900円 (11)プロデュースセンター 時間区分により 1,740円～ 7,050円 → 1,790円～ 7,270円 3 施設のうち、パソコン教室を廃止する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			4 小研修室の冷暖房設備の利用料金の基準額を定める。 (1) 冷房設備 1 時間につき 160円 (2) 暖房設備 1 時間につき 130円 5 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 視聴覚室 ア 冷房設備 1 時間につき 660円 → 680円 イ 暖房設備 1 時間につき 550円 → 560円 (2) 大研修室 ア 冷房設備 1 時間につき 660円 → 680円 イ 暖房設備 1 時間につき 550円 → 560円 (3) 中研修室 ア 冷房設備 1 時間につき 270円 → 280円 イ 暖房設備 1 時間につき 220円 → 230円 (4) 美術教室 ア 冷房設備 1 時間につき 400円 → 410円 イ 暖房設備 1 時間につき 320円 → 330円 (5) 書道教室 冷房設備 1 時間につき 150円 → 160円 (6) スタジオ ア 冷房設備 1 時間につき 270円 → 280円 イ 暖房設備 1 時間につき 220円 → 230円 (7) 試写室 冷房設備 1 時間につき 150円 → 160円 (8) サイエンスドーム ア 冷房設備 1 時間につき 1,220円 → 1,250円 イ 暖房設備 1 時間につき 1,150円 → 1,180円 (9) 科学体験・学習広場 ア 冷房設備 1 時間につき 420円 → 430円 イ 暖房設備 1 時間につき 320円 → 330円 (10) 企画展示室 冷房設備 1 時間につき 170円 → 180円 6 次の設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 放送設備 1 式 1 時間につき 390円 → 400円 (2) スポットライト 1 式 1 時間につき 210円 → 220円 (3) 資料提示装置 1 台 1 時間につき 140円 → 150円 (4) 液晶プロジェクター 1 台 1 時間につき 230円 → 240円 (5) 茶道具 1 式 1 時間につき 720円 → 740円 (6) ピアノ 1 台 1 時間につき 1,020円 → 1,050円 (7) 陶芸窯 1 台 1 時間につき 930円 → 950円 7 65歳未満の者のうちその他の者に係る観覧料（1 人 1 回につき）の基準額を改定する。

番号	題 名	提 案 課	概 要
			個人の場合 520円 → 540円 30人以上の団体の場合 420円 → 430円 8 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
87	岡山県教育関係 手数料徴収条例 の一部を改正す る条例	教育委員会	教育職員免許法に基づく教育職員の普通免許状の授与等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 教育職員免許法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 1 教育職員の普通免許状の授与 1 件につき 3,800円 → 3,900円 2 教育職員の特別免許状の授与 1 件につき 3,800円 → 3,900円 3 教育職員の臨時免許状の授与 1 件につき 2,100円 → 2,200円 4 教育職員検定の実施 1 件につき 2,200円 → 2,300円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
88	岡山県立図書館 条例の一部を改 正する条例	教育委員会	岡山県立図書館の円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 次の施設の使用料の額を改定する。 (1) 多目的ホール 時間区分により 8,170円～32,690円 → 8,430円～33,730円 (2) サークル活動室 時間区分により 5,540円～22,150円 → 5,710円～22,850円 (3) メディア工房（撮影室） 時間区分により 3,910円～15,660円 → 4,030円～16,160円 (4) メディア工房（編集加工室） 時間区分により 7,010円～28,120円 → 7,230円～29,010円 (5) デジタル情報シアター 時間区分により 5,370円～21,500円 → 5,540円～22,180円 2 次の施設の冷暖房設備の使用料の額を改定する。 (1) 多目的ホール 1 時間につき 520円 → 530円 (2) サークル活動室 1 時間につき 420円 → 430円 (3) メディア工房（撮影室） 1 時間につき 200円 → 210円 (4) メディア工房（編集加工室） 1 時間につき 200円 → 210円 (5) デジタル情報シアター

番号	題 名	提 案 課	概 要
			1 時間につき 370円 → 380円 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)
89	岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	警 察 本 部	自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正により保管場所標章が廃止されることに伴い、保管場所標章の交付に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 道路交通法等に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 道路の使用の許可証の再交付 1 件につき 650円 → 660円 (2) 運転免許証の更新を申請する日に行う講習の実施 1 件につき 1,350円 → 1,400円 2 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく自動車の保管場所の証明の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 2,250円 → 2,280円 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく自動車の保管場所標章の交付及び再交付事務に係る手数料を廃止する。 4 運転適性検査に係る手数料の額を改定する。 (1) 用紙による運転心理適性精密検査 1 件につき 740円 → 760円 (2) 用紙による運転心理適性簡易検査 1 件につき 470円 → 480円 (3) 運転適性検査装置による運転性向検査 1 件につき 470円 → 480円 (4) 模擬運転装置による運転技能検査 1 件につき 740円 → 760円 5 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和 7 年 4 月 1 日)